

若手研究者シンポジウム

成果報告書

2021年11月2日(火)

13:30~17:00 オンライン開催


人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト
「日本関連在外資料調査研究・活用事業」若手研究者シンポジウム

在外資料がひろげる

日本研究

主催：人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究
プロジェクト「日本関連在外資料調査研究・活用
事業」プロジェクト間連携による研究成果活用

<https://zaigai-sokatsu.rspace.nichibun.ac.jp/>

 人間文化研究機構
基幹研究プロジェクト
NIHU TRANSDISCIPLINARY PROJECTS



大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

国際日本文化研究センター

International Research Center for Japanese Studies

嗚蘭新譯地球全圖

(国際日本文化研究センター所蔵)

人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト
「日本関連在外資料調査研究・活用事業」若手研究者シンポジウム
－在外資料がひろげる日本研究－
成果報告書

◆目次

プログラム	2
開会式	3
開会の挨拶と趣旨説明	
瀧井 一博(国際日本文化研究センター・副所長)	4
第1部 若手研究者の研究成果について口頭報告	
動物保護管理法(1973年)の成立を促した外圧の検討	
春藤 献一(国際日本文化研究センター・博士研究員)	7
比嘉トーマス太郎と第二次世界大戦	
——人種・戦争協力・沖縄をめぐる思想および態度の考察——	
井上 史(ボストンカレッジ大学院後期博士課程修了 PhD)	20
マレガ神父収集豊後切支丹史料のバチカン図書館への送付に関する考察	
—現状と課題—	
湯上 良(学習院大学・客員教員)	33
幕末・明治初期の名誉領事(商人領事)を探る	
—ドイツを事例として—	
青柳 正俊(国立歴史民俗博物館・プロジェクト研究員)	44
第2部 在外各プロジェクト代表者の先生方によるコメント	55
稲賀 繁美(京都精華大学・教授／国際日本文化研究センター・名誉教授)	
朝日 祥之(国立国語研究所・准教授)	
太田 尚宏(国文学研究資料館・准教授)	
日高 薫(国立歴史民俗博物館・教授)	
若手研究者による討論	
シンポジウム発表者・コメンテーター・登壇者紹介	79
シンポジウムの様子	82

◆プログラム

13:15 : オンライン接続開始

13:30 : 開 会

挨拶と趣旨説明 : 瀧井 一博 (国際日本文化研究センター・副所長)

総合司会 : 根川 幸男 (国際日本文化研究センター・プロジェクト研究員)

13:45 ~ :

◎第1部 : 若手研究者の研究成果について口頭報告

・春藤 献一 (国際日本文化研究センター・博士研究員)

「動物保護管理法 (1973 年) の成立を促した外圧の検討」

・井上 史 (ボストンカレッジ大学院後期博士課程修了 PhD)

「比嘉太郎と第二次世界大戦—人種・戦争協力・沖縄をめぐる思想と態度の考察—」

・湯上 良 (学習院大学人文科学研究所・客員所員)

「マレガ神父収集豊後切支丹史料のバチカン図書館への送付に関する考察—現状と課題—」

・青柳 正俊 (国立歴史民俗博物館・プロジェクト研究員)

「幕末・明治初期の名誉領事 (商人領事) を探る—ドイツを事例として—」

15:45 : 休 憩

16:00 ~ :

◎第2部 : 在外各プロジェクト代表者によるコメント

稲賀 繁美 (京都精華大学・教授 / 国際日本文化研究センター・名誉教授)

朝日 祥之 (国立国語研究所・准教授)

太田 尚宏 (国文学研究資料館・准教授)

日高 薫 (国立歴史民俗博物館・教授)

若手研究者による討論

17:00 : 閉 会

●開会式●

●根川 皆さん、こんにちは。国際日本文化研究センター・プロジェクト研究員の根川と申します。本日、本シンポジウム、「在外資料がひろげる日本研究」の司会進行役を担当させていただきます。私の声が皆様のほうにクリアに届いておりますでしょうか。

本シンポジウムは、人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクトの中の「日本関連在外資料調査研究・活用事業」というやや長いタイトルがついたプロジェクトの6年間の成果を、ここ京都の国際日本文化研究センターの方からご参加の皆様にお届けするという形になります。

本日は皆さん、対面参加の方、それからオンライン参加の一般参加の方々、この国際日本文化研究センターの方にお越しいただきまして、どうもありがとうございます。オンラインのご参加の方々にも感謝を申し上げたいと思います。

まず、本シンポの内容、全体進行について簡単にご説明を申し上げます。

この後、一応開会式ということで、まず本国際日本文化研究センター副所長で、在外プロジェクト「プロジェクト間連携による研究成果活用」班の代表でいらっしゃる瀧井一博教授より、ご挨拶と本シンポの趣旨説明をいただきます。

その後、13時45分より本シンポの第1部、若手研究者の研究成果について口頭報告の部に入らせていただきます。在外各プロジェクトを代表する4人の若手研究者の皆さんから各報告30分で研究成果の一部についてご報告をいただくことになっております。

各若手研究者の報告者の方々をご紹介申し上げたいと思いますけれども、まず1番目といたしまして、国際日本文化研究センター博士研究員の春藤献一さん、よろしくお願いいたします。それから、北米の移民班を代表する井上史さん、よろしくお願いいたします。それから、マレガ班を代表されます湯上良さん、よろしくお願いいたします。それから、ヨーロッパ班を代表されます青柳正俊さん、どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、各報告の配布資料につきましては、事前に皆さんにお知らせいたしましたように、在外研究成果活用班のホームページの方からダウンロードをいただくという形になっております。

この第1部、若手研究者による研究成果についての口頭報告の部が終了後、15時45分から休憩に入らせていただきまして、15分後、16時から第2部の在外各プロジェクト代表者の先生方によるコメントの部に入らせていただこうと思います。この在外プロジェクトの4つの各プロジェクトの代表者の先生方、稲賀先生、朝日先生、太田先生、日高先生の順で、各コメントを5分とい

うことで、コメントないし質問をいただきたいと思います。先生方、よろしくお願いいたします。

このコメンテーターの先生方のご発言の後、16時20分を予定しておりますが、報告者による討論に入らせていただきます。なお、各報告に対する一般参加の方々のご質問ですが、基本的にチャットで質問事項をご記入いただきまして発信をいただくという形になっております。発信いただいた内容をこちらの方で取りまとめ取捨選択して、この第2部の中の討論の部において、私、司会の方から各報告者の方々にお伺いするという形をとらせていただきたいと思います。

なお、進行の関係で、ご質問をいただいても、この場でお取り上げができない場合も生ずるかと思存しますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上ですが、会場の皆様、よろしいでしょうか。

では、瀧井先生の方から開会のご挨拶と本シンポの趣旨説明をお願いしたいと思存します。瀧井先生、よろしくお願いいたします。

開会の挨拶と趣旨説明

瀧井 一博（国際日本文化研究センター・副所長）

●瀧井 皆さん、こんにちは。国際日本文化研究センター副所長で、この在外資料プロジェクトの日文研班の責任者をしております瀧井と申します。コロナのほうも今、日本はちょっと鎮静化して、そしてそのおかげでこのシンポジウムも対面での開催というものが可能となりました。秋晴れの大変さわやかな好天に恵まれまして、報告者の皆様をこの京都までお招きすることができたことを大変うれしく思っております。今日、これから若手研究者の皆様の大変フレッシュな議論というものが拝聴できることを楽しみにしております。

このプロジェクトの趣旨説明をということなのですが、それについては先ほど根川先生の方からもう既に説明がありましたので、私が繰り返すことはないと思います。実は本来、日文研でこのプロジェクトの陣頭指揮に当たってこられたのは稲賀繁美先生でありまして、稲賀先生が転出をされた後、私がその後を受けて面倒を見させていただいている次第であります。実質的には、本当に根川先生におんぶに抱っこで、何から何までアレンジをしてくださいました。私は

安心して、こうやってほとんど何もしないで見ておくことができます。

そういうわけで、このプロジェクトのことについては不案内な部分があるのですが、在外資料ということでは大変関心があります。私も大学院生の際、ドイツを中心に明治時代の日本の政治家がヨーロッパに残したいろいろな資料というものを調べて、それを基に学位論文を書きました。チェコの方で伊藤博文や山縣有朋の手紙を見つけたときの感動は、今も私の研究の 1 つの誇らしい思い出となっております。そのようなことで、私もある意味、在外資料というものを糧に研究を進めてきた部分があります。そうやって外に残された日本の資料というものを通じて日本のことを考える。それは、ある意味、今はやりの言葉で言えば、トランスナショナルということでもありますが、何よりも自由な発想や広い視野を育む大変貴重なツールだと考えております。

そういう意味で、今日、若手の研究者の方々のそのような新しい斬新な発想に基づく、しかし資料というものにしっかりと裏打ちされた、そういった議論というものを通じて、今日 1 日勉強させていただこうと思っております。

短い挨拶ではありますが、私からの開会のご挨拶とさせていただきます。

●根川 瀧井先生、どうもありがとうございました。

それでは、少し早い形になりますが、13時45分から第1部の若手研究者の研究成果の口頭報告に入らせていただくのですが、少しお待ちしたほうがよろしいでしょうか。いかかがでしょう。

では、少し余裕を持って第1部の若手研究者の研究成果についての口頭報告の部に入らせていただきたいと思います。1番手は、国際日本文化研究センター博士研究員の春藤献一さんのほうから、「動物保護管理法（1973年）の成立を促した外圧の検討」というテーマでご報告をお願いしたいと思います。

では、春藤さん、よろしくお願いたします。画面共有の方もよろしくお願いたします。

●第 1 部●

若手研究者の研究成果について口頭報告

動物保護管理法(1973年)の成立を促した外圧の検討

春藤 献一（国際日本文化研究センター・博士研究員）

はじめに

ご紹介いただきました春藤です。本日は「動物保護管理法（1973年）の成立を促した外圧の検討」という題で報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の報告の目的ですが、日本で初めての動物保護法として、「動物保護管理法」というものが、1973年、今から約50年前につくられました。この法律ができた最大の要因は、英国を中心とする欧米諸国からの外圧であったと言われています。

外圧とは何かというと、英国の大衆紙などが1960年代末頃に、日本には動物保護法がなく、犬を虐待しているというような記事を複数出しました。これが外圧として働いて、日本で動物保護法ができたと言われています⁽¹⁾。

今日の報告では、この外圧と、当時の日本で動物保護法の成立を訴えていた立法運動との関係を検討したいと思います。より具体的には、動物愛護関連団体が、外圧を立法運動に利用していた、というような話を、資料に基づいて考えてみたいと思います。

背景を少し見ていきます。「動物保護管理法」という法律は、日本の現行法である「動物の愛護及び管理に関する法律」の旧法、原型になった法律です。議員立法で成立しました。法律の名称に「保護」とありますが、これは当時から実質的には「愛護」であって、日本が「動物愛護」というものを軸に動物の保護や、動物の虐待防止を行うことを決定づけた法律です。ただ、動物保護法としての評価が低く、研究対象にはなりにくい法律でもあります。

この法律が定める内容ですが、動物の虐待、遺棄——捨てることですね。これを罰則つきで禁止しました。そして、遺棄を禁止したのと同時に、犬・猫の引取りを行政に義務づけました。これによって、動物愛護センター等と名付けられた行政施設に引き取られた犬・猫が、全国で大量に殺処分される状況をつくってしまいます。これは今日の犬・猫の殺処分問題につながっています。

次に、法律の制定要因を3つ紹介しておきたいと思います。最大の要因は外圧です。これは法案が国会に提出されたときの法案趣旨説明にもよく表れています。1973年8月23日の衆議院本会

⁽¹⁾ 青木人志『動物の比較法文化——動物保護法の日欧比較——』有斐閣、2002年、204-211頁。

議での演説で、「文化国家である我が国といたしまして、また我が国における動物の保護に対する国際的評価を改善する」⁽²⁾ということが、明確に述べられています。

2つ目の要因は、当時、犬の管理を求める世論が形成されていた、ということです。死亡事例を含む犬による咬傷事故、咬まれたりする事故が発生して社会問題になっていました。

そして、3つ目が、先ほど申しました立法運動、これも大きな役割を果たしていました。1965年から複数の動物愛護団体が共同で運動を展開するようになり、1966年には「動物保護及び管理法案」をまとめます。この法案は、ほとんどそのまま国会を通過しました。

画面（図1）には左側に法案、右側に法律の条文、それぞれ法律の目的である第一条を表示していますが、マーカーで示したところが、一字一句同じ文言が使われているところを示しています。ほとんど一緒ですね。ほかの条文についても大なり小なりありますが、基本的には法案を基に法律がつくられました⁽³⁾。

法案と法律の条文比較（マーカー部分が同一部分）	
動物保護及び管理法案 全日本動物愛護団体協議会案 1966年6月20日	動物の保護及び管理に関する法律 1973年10月1日交付
第一条 この法律は、動物にみだりに苦痛を与えることの防止、動物の適正な取扱いその他の動物の保護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操を助長するのに資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産の侵害を防止することを目的とする。	第一条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の保護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

図1 法案と法律の条文比較

出典：以下の資料から報告者が作成した

法案：財団法人日本動物愛護協会『動物保護及び管理法制定運動の経過について』財団法人日本動物愛護協会、1969年3月1日、4頁。上野動物園資料室所蔵。

法律：「動物の保護及び管理に関する法律」1973年10月1日交付。

⁽²⁾ 『第71回国会衆議院会議録』第56号、1973年8月23日、6頁。

⁽³⁾ 立法運動における法案条文策定経過については、以下を参照。春藤献一「「動物の保護及び管理に関する法律」における法案条文策定過程の検討：理念規定及び犬・猫引取義務規定を中心に」『日本研究』第61集、2020年11月30日、69-104頁。

では次に、本発表の位置づけをしておきたいと思います。私は、動物愛護の現代史研究を専門としているのですが、この立場からは、外圧と立法運動の関係を検討する。特に動物愛護団体などが外圧を立法運動に取り込んだことを検討します。

また、本シンポジウムの趣旨である在外日本関連資料を活用した研究としては、海外で刊行された日本における動物虐待を批判する記事が、日本社会にどのように伝わり、影響を与えたのかを検討する、そういった位置づけができると考えております。

本発表では、1968年と1969年の記事を中心に取り上げます。

では、本論に入っていきたいと思います。

1. 1968年 The News of the World の記事とその影響

1968年3月31日、発行部数620万部を数える英国の大衆紙「The News of the World」の一面に、ある記事が掲載されました。記事の写真には、犬が横たわっている姿が見えます。動物実験をしている施設で撮影されたものようです。記事の内容は、次のようなものでした。

日本に輸出される純血種の英国犬の数が増えており、3月だけでも500頭に達している。しかし、その多くには過酷な運命が待ち構えている疑惑がある。日本には動物虐待防止法がなく、動物虐待防止という観点では後進国である。日本では多くの野犬が捕獲されているが、それらは苦痛を伴う方法で殺処分されたり、動物実験に用いられる。犬を輸入している東京畜犬という会社は、犬が繁殖犬として役に立たなくなれば、捨てたり、実験用に売り払っている、というような記事でした⁽⁴⁾。

東京畜犬という会社の名前が出てきました。重要な会社なので説明しておきたいと思います。この会社は、1963年に創業して急成長した後、70年に経営破綻した会社です。最盛期は1969年、社員1,500人、顧客10万8,000人、年商70億円を数えました。この会社は、ただの犬を売る会社ではなくて、血統書付きの犬の「契約飼育」という新しい商法でヒットした会社です。

契約飼育というのは何かというと、客は会社にな万円から数百万円の保証金を納める。そして、客は会社から血統書付きの犬を預かり繁殖をさせる。子犬が産まれたら、会社買い取る。子犬をたくさん産ませると、客は保証金以上のお金を手にすることができ、利益が出るというようなものでした。「趣味と実益を兼ねる」というような売り文句で、会社は、客から買い取った犬を別の顧客に預けて、また保証金を納めてもらう。そういった商売をした会社です⁽⁵⁾。

⁽⁴⁾ 福本博文『黄金の犬たち』文藝春秋、1999年、51頁。The News of the World, 31 Mar. 1968, p.1.

⁽⁵⁾ 福本博文『黄金の犬たち』8-11頁。

この「The News of the World」の記事は、ちょっとした騒ぎを起こしました。まず、英国で犬の輸出停止を求める機運が高まります。これを受けて、在日英国大使館が日本で調査を行い、「英国犬は虐待されていない」という報告を出します。また、英国から専門家の調査官が来日をして調査を行い、ここでも「英国犬は虐待されていない」という報告を出しています。これでもって事態は鎮静化したわけですが、この記事をきっかけに英国の畜犬界、これは犬の繁殖や販売等に関係する業界ですが、ここにおいて、日本における犬の取扱いや東京畜犬への警戒心や批判的言説が形成された、とされています⁽⁶⁾。

では、この記事に対して日本の動物愛護団体はどのように対応していたのでしょうか。当時の日本で最も有力な動物愛護団体、「日本動物愛護協会」という団体ですが、機関誌で言及しています。1968年7月号の「どうぶつの友」は、「動物保護法の制定を訴える 英国の非難は不当とは言えぬ」、こう見出しを打って記事を書きました（図2）。

記事では、英大衆紙の記事を要約した上で、

この問題については日本動物愛護協会も、本国からの要請を受けた駐日英大使館員の来訪を受けたりしましたが、過去数年間にわたって動物保護法の必要性を熱心に呼びかけつつ、陳情の段階に終始している我々としては、現状に鑑みて、遺憾ながら十分な抗議も出来なかった始末でした。はからずも彼らが指摘するように、われわれの国が一流国であるのなら、未だに動物保護法すらないということは恥ずかしい限りであります。（…中略…）

[野犬問題の抜本的対策は]“誰かに拾われるだろう”という間違った慈悲心を改めることが必要であり、それには捨て犬を禁止する法律、貰い手のない子犬は生ませない措置を講ずる規制が絶対に必要です。即ち、動物保護法であります⁽⁷⁾。（[]内報告者）

というように、「The News of the World」の記事を材料にして動物保護法の制定を訴える、そういう対応をとっていました。

⁽⁶⁾ 同前、50-58頁。

⁽⁷⁾ 「動物保護法の制定を訴える 英国の非難は不当とは言えぬ」『どうぶつの友』45号、1968年7月、1頁。公益財団法人日本動物愛護協会所蔵。

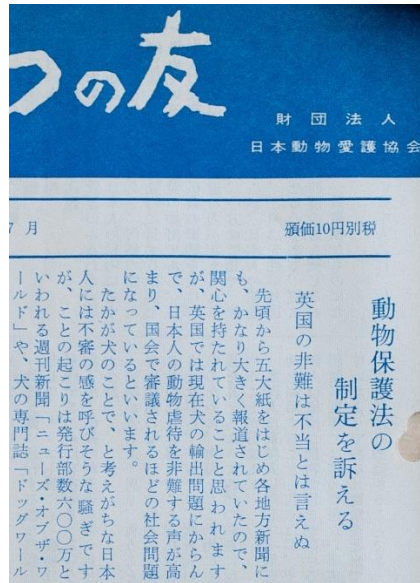


図2 英大衆紙の記事を紹介した機関誌の記事の一部

出典：「動物保護法の制定を訴える 英国の非難は不当とは言えぬ」『どうぶつのおとも』45号、1968年7月、1頁。公益財団法人日本動物愛護協会蔵。

2. 1969年 The People の記事とその影響

次に、1969年、同じく英国の大衆紙、「The People」の記事と、その影響について見ていきたいと思います。この記事は、68年の記事と比べて非常に大きな騒動を日英両国で起こしました。

「The People」は、1969年4月から5月にかけて、日本への犬の輸出停止を求める記事を掲載し、キャンペーンを展開します。当時の発行部数は553万部でした。

この記事を受けて、日英両国の街頭で行進が行われたり、両国政府が記事に言及したり、また英国では日本製品不買運動にも発展したと言われています。画面の画像は、4月13日の一面に掲載されたものですが、着物姿の男が、振り上げた棒で子犬を殴り殺そうとしている写真です⁽⁸⁾。記事は1か月にわたって掲載され、しかも一度に何ページも掲載されました。主要な記事の掲載があったのは、4月13日、20日、27日、そして5月4日です。スライドには、紙面に占める記事の割合を示していますが、割合が非常に高いことがわかります。また、写真もふんだんに使われていることも分かります。

記事を少し見ていきたいと思います。先ほどの着物姿の男性の写真が掲載された4月13日の記

⁽⁸⁾ この写真は次の『朝日新聞』に転載されており、データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」で見ることができます。『朝日新聞』1969年4月25日、夕刊、10面。

事、要約をいたしました。

ケン・ガードナー記者が来日して、姫路や明石、仙台の犬抑留所、これは当時の日本で野犬であつたり、また野良犬などが捕獲されて殺処分されたりする施設ですが、そういった施設をレポートしました。

こういった施設の犬は福祉が全く考慮されない。餌も水も十分に与えられず、傷の手当てもされず、撲殺やストリキニーネ、これは劇薬ですね、こういった苦痛を伴う方法で殺処分されている。このような国に英国から月に1,000頭の犬が輸出されていて、その大半は東京畜犬を通じて行われている。東京畜犬は、ペットではなく投資の対象として犬を貸し付けている。日本には動物虐待防止法がなく、犬をペットとして考えておらず、番犬として飼われ、不要になったら簡単に捨てられ、それらは捕獲され殺処分される。英国から輸出された犬が虐待されない保証はない。だから、日本に英国の犬を送るな。そういった記事になります⁽⁹⁾。

続けて、2週間後の27日、この日は東京畜犬という会社に焦点を絞った記事になりました。記事は、先ほど説明した「契約飼育」という商法について詳しく説明した後に、東京畜犬の顧客は犬ではなく金に興味があり、犬に名前をつけることもしないと。つまり、英国から輸出された犬は、温かな家庭に迎え入れられるのではなくて、犬をお金としてしか見ていないような人たちに買われていくのだということを言っています。そして、5月3日に在英日本国大使館前で、また5月10日にもデモ行進が行われる予定であるということをお伝えしました⁽¹⁰⁾。

この「The People」の記事は、日本でも大きく報道されました。まずは、朝日新聞の1969年4月25日、夕刊の10面に記事が掲載されます。要約をしますと、英国で残酷な日本のイメージを広げるキャンペーンが行われている。野犬狩り、野犬処理法、大学実験施設での犬の利用の実態を特集したと。4月20日までに大使館へ50通を超える抗議の投書があったとして、このような動きというのは、日本の経済成長を妬むような対日感情が広がりつつあるのでは、という見方を示しました⁽¹¹⁾。この記事の特徴として言えるのは、「The People」の記事の内容にはほとんど触れない、という点です。残酷な犬の取扱いには触れません。「The People」が伝えた、犬抑留所で犬がどんなにひどい扱いを受けているのかということに、具体的には触れないわけです。また、東京畜犬の契約飼育という商法、また動物保護法にも触れられていません。

このような姿勢というのは、翌日朝刊の一面コラム「天声人語」にもよく表れています。

⁽⁹⁾ *The People*, 13 Apr. 1969, p.1-4.

⁽¹⁰⁾ *The People*, 27 Apr. 1969, p.1-3.

⁽¹¹⁾ 『朝日新聞』1969年4月25日、夕刊、10面。

写真を見ると失笑を禁じ得ない。説明に、東京近くの西宮の犬の屠殺場とあるが、東京付近に西宮というところはない。屠殺場で犬を殺す人が、着物姿に足袋に草履というのも珍妙だ⁽¹²⁾。

このように朝日新聞は、「The People」の記事はまともに相手をする必要はない、というような論調で、記事と、その記事をきっかけに英国で起こった動きを紹介しました。

しかし、確かに、「The People」が掲載した写真は、珍妙だと私も思います。犬の殺処分という重労働がこういった格好で務まるのだろうかという疑問も湧くわけです。「The People」の記事を見ますと、この処刑は、最近、東京近郊の西宮の犬抑留所で行われたという記述が確かにあります⁽¹³⁾。また、東京畜犬子会社の社員がガードナー記者と面会した際、ガードナーは、この写真を撮影したときに居合わせていて、この男が犬を何度もたたくシーンのフィルムを所有していると主張したが、フィルムを示すことは拒否した、というエピソードも、東京畜犬側が発信しています⁽¹⁴⁾。

この一方で、東京畜犬について調査をしたノンフィクション作家の福本博文は、その著書『黄金の犬たち』の中で、「The People」に掲載された着物姿の男性と犬の写真は、1968年頃に英国各地のドッグショーの会場で展示されていた写真と同じものであると述べています⁽¹⁵⁾。真相は分からないのですが、当時からこの写真はどうも怪しいぞというような見方がされていた、ということとは抑えておきたいと思います。

この「The People」の記事を発端にして、日英両国で騒動が約2か月続きました。画面には朝日新聞に限って関連記事の一覧(表1)を示していますが、4月24日から6月26日まで、2か月にわたって記事を確認することができました。ただ、報道の傾向として、「The People」の記事を事実と認めない、調査もしない。東京畜犬の契約飼育を問題としない。また、日本における野犬などの取扱いや、動物保護法がないことを問題としない、というように、「The People」の記事を正面から受け止めない傾向が、全体として見られました。

(12) 「天声人語」『朝日新聞』1969年4月26日、朝刊、1面。

(13) *The People*, 13 Apr. 1969, p.1.

(14) 「ワンちゃん虐待の事実はない！ 日英ワンワン騒動 「ピープル」紙は老大英国のあせりを代弁？」『ペットのある暮らし』1969年7月号、ペットの暮らし社、1969年7月1日、23頁。

(15) 福本博文『黄金の犬たち』50、90頁。

表1 The People の記事を発端とする騒動に関する朝日新聞の記事の一覧

掲載日	刊: 面	見出し
1969.4.24	夕刊: 10	“日本では犬が虐待されている”日本製品不買の動き 英国紙が“実情”を特集
1969.4.26	朝刊: 1	天声人語
1969.5.4	朝刊: 14	日本の愛犬家抗議 デモを大きく掲載 ロンドンの各紙
1969.5.5	朝刊: 14	純血犬の対日輸出をやめよ 英動物愛護協会が声明イギリス
1969.5.20	夕刊: 10	“日本に犬を輸出するな”また英の愛犬家がデモ
1969.5.21	朝刊: 15	「全日本商品ボイコット」英・動物実験反対協会
1969.5.24	夕刊: 10	九万人の請願提出 英の犬輸出反対運動
1969.5.31	朝刊: 16	「安楽死」の思想 ロンドンー東京, 英国人と動物 (世界の都・第5信)
1969.6.17	朝刊: 21	論争 日本人は本当の愛犬家か
1969.6.17	夕刊: 10	「日本に対する犬騒ぎは残念」英外務省見解を表明 日英犬騒動
1969.6.19	夕刊: 11	“日英イヌ戦争”とんだ波紋 贈与薬品使うな 厚生省が文句
1969.6.26	夕刊: 10	英国犬虐待の事実なし 日本の実情 英農相報告 日英犬騒動

出典：朝日新聞データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」を利用して筆者が作成した。

画面に示したのは、日本で行われたデモ行進の様子になります。日本人は犬を虐待していないという主張をする行進です。デモを主催したのは東京畜犬が作った「日本愛犬クラブ」という団体で、パレードでは「東京畜犬」の名称は使われませんでした。ただし、パレードに参加したのは東京畜犬の社員や顧客たちです。写真に写っている建物は英国大使館で、ここまで行進をして、英首相宛ての声明文を手渡す、ということをしたようです⁽¹⁶⁾。この行進の様子は、5月4日の「The People」でも写真付きで掲載され、東京畜犬によるパレードであったと伝えられました⁽¹⁷⁾。

では、この「The People」の記事に対して、日本の動物愛護団体がどういう反応をしたかというところ、先ほども触れた日本動物愛護協会という動物愛護団体は、自らの機関誌に、「The People」の記事を和訳して掲載しました。画面の画像が、「どうぶつの友」48号の表紙になるわけですが、普段の機関誌のレイアウトや体裁を全く無視して、紙面全体に記事を転載し、そして「速やかに動物保護法を」と見出しを付しています。

⁽¹⁶⁾ 「ワンちゃん虐待の事実はない！ 日英ワンワン騒動 「ピープル」紙は老大英国のあせりを代弁？」『ペットのある暮らし』1969年7月号、24-25頁。

⁽¹⁷⁾ *The People*, 4 May, 1969, p.1.

機関誌では、和訳を掲載すると共に、この記事について次のように評価を与えました。

見たまゝ感じたまゝを、そのまま書いたものと認めたい。(…中略…) 犬収容施設等において収容犬が餓死(凍死)したり、撲殺も行われていることは全くの事実⁽¹⁸⁾。

そして、野犬の取扱いを改善するためには、動物の安楽死方法の検討や、繁殖制限、動物収容施設の整備、遺棄を禁止する必要があるが、これらは動物保護及び管理法案に盛り込んである、と主張しました⁽¹⁹⁾。このようにして、日本動物愛護協会は、英国での騒動を材料にして、「速やかに動物保護法を」と主張したわけです。このような言説は東京畜犬側からは猛烈に批判され、「The People」による報道の黒幕ではないか、つまり「The People」の記事は、日本動物愛護協会が仕組んだのではないかとまで言われました⁽²⁰⁾。

3. 立法運動と外圧の関係

では、最後に、立法運動と外圧の関係を見ていきたいと思います。

日本動物愛護協会は、この騒動を国会に持ち込みました。会議があったのは、1969年5月8日、まだ騒動が続いていた頃になりますが、参議院外務委員会において、日本動物愛護協会の理事長であった加藤シヅエ参議院議員が、愛知揆一外務大臣に対して質問をしたわけです。質問の趣旨は、「The People」によるキャンペーンが行われていた期間にちょうど訪英していた外務大臣に対し、政府の対応を問うというものでした。

質疑を要約しました。まず、加藤から「訪英前に騒動を知っていたか。英国で行った記者会見での対応はどうだったか」といった質問が行われます。愛知は、「承知していた。記者からどういう感想を持っているか問われ、日本人は犬に限らず動物の愛護について決して他国に劣らないと思っている。事実をご説明したいと思っている」と回答した」というような答弁がありました。この愛知の言う事実というのは、日本人は犬を虐待していない、犬をかわいがっている、そういった事実が想定されていることが文脈からわかります。

一方で、加藤はこれに対し、「事実というのは大変なこと。日本には動物の愛護や管理に関する法律がないために、野犬や捨て猫が多く発生する。その処置に関する法律もないために、扱いは

⁽¹⁸⁾ 増山仁太郎「ガードナー報告について」『どうぶつの友』48号、1969年6月、4頁。

⁽¹⁹⁾ 同前。

⁽²⁰⁾ 福本博文『黄金の犬たち』94頁。

非常に残酷である。そういった事実を英国から視察に来て報道されている。これに対処する方法は、動物愛護の法律を一日も早く成立させる以外に手はない」というように、「The People」の記事や、記事に起因する騒動を利用して動物保護法の制定を訴えたわけです。

これに対し愛知は、「私自身が体験をしたことだから、積極的に内閣の内外で協力をいただいで」、そしてここからは引用ですが、

近代国家らしき——私はやはり一種のシェイムであると思うのですね、素直に申しまして。善処いたしたいと思います⁽²¹⁾。

と、このように前向きな答弁を引き出しています。また、この質疑が行われた直後には、厚生省から野犬を取り扱う施設に対して、動物愛護の考え方にのっとった対応をするようにという通知が出されています⁽²²⁾。

また、立法運動で使われた資料、特に国会議員への陳情に用いられたと考える資料に、各国の新聞で報道された日本の動物の取扱いについての批判的な記事の一覧、まとめが4ページにわたって掲載されていたことも分かりました。この資料が発行されたのは、1971年1月20日です。このタイミングというのは、東京畜犬という会社は既に倒産していて、また「The People」が起こした騒動というのも鎮静化していた時期です。資料の名称は、『動物保護法の必要性と動物虐待事例』で、体裁はA5、20頁の小さな資料です。主な内容は名称の通り、動物虐待の事例集ですが、過去1年間、つまり1970年に発生した動物虐待事例が掲載されています。日本の動物の取扱いに関する記事のまとめは、この事例集の巻末にいわば添付されている、というような形で掲載されました。資料を発行したのは、法律の元になった法案をまとめた「全日本動物愛護団体協議会」という団体です⁽²³⁾。

4ページに渡って掲載された記事の一覧は、「各国の新聞・雑誌に報道された日本の動物に関する記事」という見出しで掲載されました。その冒頭1ページ分を以下に引用したいと思います。

(21) 『第61回国会参議院外務委員会会議録』第10号、1969年5月8日、10-12頁。

(22) 今川勲『犬の現代史』現代書館、1999年、171頁。

(23) 全日本動物愛護団体協議会は、動物愛護関連団体により結成された組織であり、動物保護法の立法運動を連携して推進することを目的としていた。参加団体は次の通りである。日本獣医師会、日本中央競馬会、日本鳥類保護連盟、日本野鳥の会、日本動物福祉協会、捨猫防止会、キャットクラブ、日本猫の会、日本シェパード犬登録協会、シヤム猫の会、東華小学校、有馬小学校、日本動物愛護協会。財団法人日本動物愛護協会『動物保護及び管理法制定運動の経過について』財団法人日本動物愛護協会、一九六九年三月一日。上野動物園資料室所蔵。

○ドッグス・ライフ（米 1968・6）

日本でペットとしてかわいがられている犬と実験用動物として使われている野犬の末路を比較して報道。

○ドッグス・ライフ（米 1968・10）

日本で血統書付きの犬が不要になった場合はどうなるかという質問の投書を掲載。

○デイリー・テレグラフ（英 1969・4）

「日本へ犬を送るな」と写真入りで報道。87,883名の署名を獲得。

○デイリー・テレグラフ（英 1969・5）

「国会で日本への犬の輸出を討議したときに、虐待の事実はないという答弁がなされたが、その証明はあるのか」という投書を掲載⁽²⁴⁾。

このように資料では、掲載誌、掲載年月、そして記事の内容について、非常に簡潔にまとめられています。資料では引用部で言及される米英の他に、オーストラリア、ドイツ、スイス、香港、オランダ、イタリア、フィンランドなどで同様の報道がなされていることがまとめられています。

では、この資料、報道のまとめというのは、どういう趣旨で資料に盛り込まれたのでしょうか。これは、この資料の巻頭に掲載されている文章に明確に書かれています。「動物保護法制定についてお願い」という文章になりますが、

このたび、（…中略…）立法化をお願いしております「動物保護法」も、その基本理念は動物愛護を主旨としておりますことは当然のことでございますが、さらに文明国日本にふさわしくない動物をめぐっての後進性を除去し、以てわが国の文化の一層の向上に資することも大きな目的といたしております⁽²⁵⁾。

同法がないために持たれがちな日本人への不信感を諸外国から取り除くことに大いに役立ちます⁽²⁶⁾。

⁽²⁴⁾ 全日本動物愛護団体協議会『動物保護法案資料 動物保護法の必要性と動物虐待事例』全日本動物愛護団体協議会、1971年1月20日、17頁。上野動物園資料室所蔵。

⁽²⁵⁾ 同前、1頁。

⁽²⁶⁾ 同前、3頁。

ということが明確に書かれています。

おわりに

まとめをしていきたいと思います。動物愛護関連団体は、英大衆紙による日本における犬の取扱いに関する批判的言説を利用して、立法運動を展開していました。より具体的には、日本の動物保護に関する国際的評価が低いこと、これを改善するためには動物保護法が必要なことを立法運動の中で繰り返し主張し、また、それを国会や国会議員に直接届けていました。これらの言説というのは、動物保護管理法が動物の保護に対する国際的評価を改善するために国会へ提出されたことに、少なからず影響を与えたと考えられます。これが本報告の結論です。

謝辞

本研究は、ネットワーク型基幹研究プロジェクト、日本関連在外資料調査研究・活用事業「プロジェクト間連携による研究成果活用」の在外若手研究者シンポジウム準備調査研究事業による研究成果です。また、公益財団法人日本動物愛護協会、公益財団法人東京動物園協会上野動物園資料室の皆様には、資料調査などにご協力をいただきました。ありがとうございます。

●根川 春藤さん、ご報告どうもありがとうございました。1973年に成立した動物保護管理法、お聞きしたところ、日本で初めてまとまった内容を持つ動物保護法であったということで、動物保護というようなコンセプトとともに、日本と英国、あるいは米国を初めとする海外の新聞資料をふんだんに扱われた現代史的資料と言うべきかも知れませんが、さらに画像資料、写真資料というような、歴史学の方でも最近魅力的な分析の対象になっている資料分析を通じた、テーマ的にも非常にラジカルで意欲的な研究発表の内容をお聞かせいただきました。どうもありがとうございました。

時間がやや前倒しで進めさせていただいているようですが、先ほど私の方からこのシンポの進行のご案内をいたしましたけれども、その中でご質問の方、特にオンラインでご参加の皆さんのご質問を、チャット機能を利用して発信していただきたいという旨をご案内いたしましたが、ちょっと間違いでして、ZoomのQ&Aの機能を利用してご発言というかご発信いただくという形になっております。ご質問がおありの方はQ&Aの機能を活用して、そちらの方にご質問内容をご記入いただいて、こちらのほうに発信していただきたいと思います。

どうもありがとうございました。それでは、時間が少し前倒しになっている形になるかと思えますけれども、北米班を代表される井上史さんですが、ご発表の方は始めさせていただいてよろしいでしょうか。

比嘉トーマス太郎と第二次世界大戦

——人種・戦争協力・沖縄をめぐる思想および態度の考察——

井上 史（ボストンカレッジ大学院後期博士課程修了 PhD）

はじめに—報告の背景と概要—

●井上 本日このような機会を頂戴し、たいへんありがたく存じます。「比嘉トーマス太郎と第二次世界大戦—人種・戦争協力・沖縄をめぐる思想および態度の考察—」というテーマでご報告させていただきます、井上と申します。まず、自己紹介を兼ねて、本報告の背景をご説明いたします。

私の専門は現代沖縄・日本・アメリカの関係史でして、2021年の春に歴史学博士号を取得いたしました。実証研究が手薄になっている本報告の主人公・比嘉太郎の研究依頼を、このシンポジウムにご出席いただいている朝日祥之先生（国立国語研究所）と当時国立民族学博物館に勤務されていた原山浩介先生にいただいたのは昨年の秋、私が博士論文の提出を間近に控えた時期でした。その後、光栄にも国際日本文化研究センターに助成をしていただくことが決まりました。コロナ禍のため史料収集が思うように進まなかったという事情はございますが、この数か月間にこのプロジェクトから非常に多くのことを学ばせていただきました。ここに貴重な機会を頂戴し、たいへん嬉しく思っております。

それでは最初に、比嘉トーマス太郎がどのような人物なのか、なぜ彼の人生の実証研究が必要とされるのかをお話しします。沖縄移民を研究されている研究者のみなさま、あるいは沖縄・ハワイをルーツにお持ちの方は、彼のことをよくご存じかもしれません。比嘉は、沖縄系移民二世として、ハワイのオアフ島で生まれました。彼が生まれた1916年当時、ハワイはまだアメリカの州ではなく、準州という法的地位にありました。生後間もなく沖縄本島の叔母のもとに預けられていますので、彼は幼少期、ハワイよりもむしろ沖縄に大きな影響を受けることになりました。青年期の大半は日本で出稼ぎをした比嘉ですが、太平洋戦争開戦前夜にはハワイへ戻り、米軍の兵士となりました。そして1943年にはイタリア戦線へ、1945年には戦場と化した沖縄へ赴くことになりました。その間、すなわちイタリア戦線と沖縄戦のあいだに、比嘉は日系二世に入隊を訴える「巡講」と称される講演ツアーを全米規模で行っています。これについては、後で詳しくご説明します。沖縄戦では、通訳兵として、ガマに隠れている多くの住民を救うことになりました。

それから、これは比嘉がよく知られるようになったゆえんと関わっていますが、彼は、ハワイ・北米・中南米の沖縄系・日系移民を巻き込んで、終戦直後に沖縄に救済物資（例えば医療品、衣類、またはよく知られているのは豚）を送ることを目的とした沖縄救済運動を組織しました。この時期、比嘉が同時に取り組んだのは、日系移民の帰化権運動です。

このように、比嘉は人道主義者・社会活動家として活躍した人物ですが、1960年代には歴史の記録者にもなりました。ハワイの沖縄移民の歴史を伝えるドキュメンタリー映画『移民は生きる』を制作し、2冊の本も世に送り出しています。沖縄では1983年に沖縄タイムス賞を受賞しました。亡くなったのは、その二年後です。それから、スライドでご紹介しているとおり、NHKが彼の人生に迫るドキュメンタリーを2015年に放送しています。

以上、駆け足ですが、比嘉がいかに20世紀を越境的に生き、多くのレガシーを残したのかを、本報告の前提として確認いたしました。

次に、先行研究における位置づけを確認したいと思います。

先ほど、比嘉研究が手薄になっていることに触れました。しかし、彼を対象とする研究は少なからず存在します。主要文献については、事前に配布させていただいた資料をご覧ください⁽¹⁾。

まず確認したいのは、比嘉研究との関連性が強い日系二世兵をめぐる研究が近年大きな進展を見せているという点です。そのなかの代表作であるタカシ・フジタニの著作は、国家アメリカに忠誠を誓い、命を賭して奉仕した二世兵が、どのような社会構造のもとで生み出されたかを膨大な史料に基づいて検証しています。そして、アメリカに帰化することが許されなかったマイノリティ人種である日系人が国家の戦争政策に搾取されたダイナミズムを解き明かしました⁽²⁾。

フジタニは比嘉については検討していませんが、フジタニのように「二世ヒロイズム」史観に挑戦する研究者のなかに、第二次世界大戦期の比嘉の活動を検証した若手歴史家マイケル・ジンがいます。ジンは、「帰米」（生まれはアメリカ、育ちは日本、ゆくゆくはアメリカへ戻った日系移民）の研究において、ヨーロッパ戦線から戻ってすぐに二世の入隊を呼びかけるために「巡講」した比嘉を「モデル帰米」と位置づけました⁽³⁾。「巡講」に関しては、森本豊富の研究も挙げ

(1) 「2021.10.28. 在外若手シンポジウム資料事前配布」 「プロジェクト間連携による研究成果活用」公式HP：<https://zaigai-sokatsu.rspace.nichibun.ac.jp/2021-10-28-%e5%9c%a8%e5%a4%96%e8%8b%a5%e6%89%8b%e3%82%b7%e3%83%b3%e3%83%9d%e3%82%b8%e3%82%a6%e3%83%a0%e8%b3%87%e6%96%99%e4%ba%8b%e5%89%8d%e9%85%8d%e5%b8%83/> 参照。

(2) Takashi Fujitani, *Race for Empire: Koreans As Japanese and Japanese As Americans During World War II*, Berkeley and Los Angeles; London: University of California Press, 2013.

(3) Michael Jin, “Beyond Two Homelands: Migration and Transnationalism of Japanese Americans in the Pacific, 1930-1955,” Ph.D. dissertation, University of California Santa Cruz, 2013, p. 202.

られます⁽⁴⁾。その他にも、ハワイの沖縄系移民史に比嘉を位置づける研究もあり⁽⁵⁾、私自身、配布資料でご紹介している文献には多くを学ばせていただきました。そのうえで、先行研究全般の特徴として言えることは、いずれの研究も比嘉の生い立ちや思想、またはその背後で展開した日系兵をめぐるアメリカ国内の政治力学を、総合的に検討していないということです。

私の報告は、こうした研究状況を踏まえて、比嘉の戦争協力に対する思想・態度が変容したプロセスを、時局の変化に照らし合わせて明らかにし、その経験を比嘉の人生に位置づけるということを目的にしたいと思います。

一次史料は、カリフォルニア大学所蔵の比嘉文書⁽⁶⁾、比嘉の著作⁽⁷⁾、オーラル史料⁽⁸⁾（荒了寛による比嘉太郎へのインタビューと、比嘉太郎さんの長男であるアルヴィン・ヒガ氏への私自身のインタビュー）を用いました。

方法論については、特にフジタニの研究を援用しつつ、総力戦体制下で展開した日系アメリカ人をめぐる排他および包摂の人種差別の政治力学が、比嘉の思想と行動においていかなる様相を見せたかを検討します。

研究上の問いは、次のようなものです。ハワイ・アメリカ本国における排他的人種差別の実態に反感を抱いていた比嘉が、後にモデル帰米として戦時アメリカのナショナリズムの高揚に協力するようになったのはなぜか。比嘉に内在した越境的アイデンティティは、沖縄戦でいかなる形で表出し、第二次世界大戦末期の人種をめぐる政治力学はどのような展開を見せたか。

生い立ち

まず、比嘉の第二次世界大戦の体験を分析するうえで、彼が幼少・青年期に沖縄とどのような関係を育んだかを検討することは重要なので、冒頭の内容に加えてご説明します。

⁽⁴⁾ 森本豊富「比嘉トーマス太郎の『巡講』戦時下米大陸における講演旅行」細川周平『日系文化を編み直す-歴史・文芸・接触』ミネルヴァ書房、2017年、125-144頁。

⁽⁵⁾ Yuichiro Onishi, "Occupied Okinawa on the Edge: On Being Okinawan in Hawaii and U.S. Colonialism toward Okinawa," *American Quarterly* Vol. 64, No. 4, 2012, pp. 117-138.

⁽⁶⁾ Tarō Higa Papers, Japanese American Research Project Collection (Collection 2010), UCLA Library Special Collections, Charles E. Young Research Library.

⁽⁷⁾ 比嘉太郎『移民は生きる』日米時報社、1974年。比嘉太郎『ある二世の轍 奇形児と称された帰米二世が太平洋戦を中心に辿った数奇のたどり』日貿出版社、1982年。

⁽⁸⁾ 報告者はアルヴィン・ヒガ (Alvin Higa) 氏へのインタビューを2021年8月19日（日本時間午前8時～11時）にZoomにて行った。その他、荒了寛による比嘉太郎へのオーラル・ヒストリー・インタビュー（1977年10月4日）も活用した。同インタビューについては、Japanese Cultural Center of Hawaiiのウェブサイトで英語版と日本語版のテキストが公開されている。

<https://jchch.soutrounglobal.net/Portal/Default/en-GB/RecordView/Index/6213>。

比嘉は生まれてすぐに沖縄の叔母のもとへ送られ、地元の小学校に通いました。自叙伝には、ガジュマルの木のように雨風に耐えて強く生き、人助けをすることの大切さを教えてくれた小学校の担任の先生の思い出について、懐旧の情を漂わせつつ綴っています⁽⁹⁾。恩師の「ガジュマルの木」の比喻を人生の指針にし、生涯にわたって沖縄との関わりを深めた比嘉でしたが、実は幼少期についてはあまり多くを語っていません。その背景には、第一次世界大戦後の不況のあおりを受け、ソテツ地獄と呼ばれる恐慌に見舞われていた、当時の沖縄の過酷な社会状況がありました。比嘉は幼少期の困窮した沖縄での生活を「底の生活」と表現しています⁽¹⁰⁾。そして、このような時代背景のもと、わずか九歳のときに小学校を中退し、従兄弟とともに大阪に出稼ぎに出ました。その後、紡績工場など職を転々として、次第に電気学に傾倒するようになりました。比嘉の開発者としての成長は著しく、ハワイの両親のもとへ帰って仕事の手伝いをしていたときに、わざわざ早稲田大学工学部の教授が家を訪ねてくるほどでした。出稼ぎのかたわら開発に勤んでいた二十代前半には、特許の申請を行い、1940年に東京の電機専門学校を卒業しました⁽¹¹⁾。

比嘉の沖縄観と日本観の原型が、この時期に生み出されたことは言うまでもありません。比嘉は多くの時間を日本で過ごし、日本の人びとと交流しました。無論このなかには自分の能力を買ってくれた教授も含まれます。しかし、ヤマトにいじめを受けて「負けてなるものか」という思いを抱くようになったことや、日本の特高警察にスパイと疑われて暴行された太平洋戦争開戦前夜の不条理な出来事についても、彼の著作には記されています⁽¹²⁾。要約しますと、実際に比嘉が沖縄で過ごした年月は、それほど長くありませんでした。しかし、島での貧しい生活の記憶や沖縄の人びとへの愛着は、ヤマトに「他者」として扱われたことで増幅され、比嘉は「沖縄人」としてのアイデンティティを立ち上げ、次第に強くすることになりました。比嘉の沖縄をめぐる思想の淵源を、当時の日本と沖縄の非対称な関係性の文脈のなかに読みとることは重要です。

開戦からイタリア戦線まで

次に、太平洋戦争開戦を機に比嘉の人生がどのような展開を見せたかをたどっていきたいと思います。1940年9月にはアメリカで徴兵法が施行され、1941年6月、比嘉を含めた沖縄系・日系二世移民は第三回徴集兵として米陸軍に入隊することになりました。そして1941年12月7日、比嘉は海岸線の警備の勤務を終えて帰宅した矢先に日本軍による真珠湾攻撃の知らせを受けまし

⁽⁹⁾ 前掲比嘉『ある二世の轍』、22-23頁。

⁽¹⁰⁾ 同上、23-27頁。

⁽¹¹⁾ 同上、32-36頁。前掲比嘉『移民は生きる』、551頁。

⁽¹²⁾ 前掲比嘉『ある二世の轍』、33-36頁。

た。その直後、ハワイでは戒厳令が発令されます。排日運動は日米開戦前からアメリカ本土西海岸・ハワイで広がりを見せつつありましたが、真珠湾の衝撃を受けて、日系移民は以前にも増して人種差別に晒されることになります。

ハワイでは日系移民コミュニティが最大規模の移民集団でしたし、アメリカ本国で実施されたような広範な日系人強制収容所送りは実施されませんでした。しかし、米軍内における日系兵の待遇にはすぐに変化が生まれました。まず、比嘉たち沖繩系・日系人のみで構成されたハワイ州兵の第二九八歩兵連隊は、武装解除されたうえで労働部隊員となりました。その後、米軍は日系兵をどのように扱うか検討を重ね、1942年6月には、約1,400名の日系兵のみの第百歩兵大隊を編制します⁽¹³⁾。

比嘉自身は、このようなめまぐるしい時局の変化をどのように捉えていたのでしょうか。フジタニは、1942年から1943年にかけて、米国政府が対日系人・日系兵政策を、排他から包摂の対象へと政策を転換させた政治力学に注目しています。比嘉は、この期間の前半、すなわち歩兵大隊が編制された時期に、行き先を教えられぬまま隊員が船に乗せられた経験について、このように証言しています。「船が港を出、ホノルルが見えなくなっても、日系兵士たちは看板を去ろうとはしない。お互いに口もきかないままであった。夕闇がせまる頃になってようやく我にかえり、あちこちで話し声が始まった。開口一番をついて出たのは『俺たちはいったいどうなるのだろうか』というわが身を心配する言葉であった。が同時に島に残った日本人、特に英語が全く理解できない一世の人たちにも思いをよせていた。日本語禁止の環境でどのように生活していけるのだろうか。バスの中でまたは歩道上で、友人と出会い、日本語を話しているのを目撃でもされようものなら、日頃は三等か四等市民のような輩からもいじめられるだろう。彼らは『スピーク イングリッシュ（英語を話せ）』とどなりつけていい気になっているにちがいない。どなられても口応えすることもできず、『エース エース』とやっと詫びることができたらよいほうである⁽¹⁴⁾」。ここで注目したいのは、ハワイ社会に蔓延っていた日系移民排斥運動に対する比嘉の恐怖心が如実に綴られている、ということです。

二年後には「モデル帰米」と称されるほど国家アメリカに重宝されることになる比嘉ですが、彼は最初から対日戦争に積極的ではありませんでした。例えば、次のような証言をしています。

「むしろ多くの二世たちは、ヨーロッパ戦線におもむき、ドイツ軍を敵として戦うほうに精神的

⁽¹³⁾ 同上、37、43-58頁。

⁽¹⁴⁾ 同上、57頁。

負担の軽さを感じていたのであった」⁽¹⁵⁾。

続けます。さらに比嘉は、日系兵が受けた人種差別の数々—例えば、白人兵の集団にけんかを吹っかけられたこと、彼自身スパイと間違われ過酷な尋問を受けたこと、それからこれは彼ではありませんがトイレ掃除ばかりをさせられた日系兵など—について著作に記しています⁽¹⁶⁾。

このように自他の差別体験を周知していましたので、日系兵が真っ先に危険な戦場に送られるといううわさについて知らされたときは、次のように友人に語りかけたといえます。「日系兵だからといって前線で差別するならしろ。それならドイツ軍に入り、ヨーロッパ・シベリアを通して日本軍に入り、日本の軍部と結び、ラジオその他で大いに反米宣伝をやらかしてやろうではないか。どうせ一遍こっきりの生涯だ。生死は時の運だ。二人でやろう」。比嘉自身、冗談でなく真面目にこういうことを考えたとき自叙伝に綴っています⁽¹⁷⁾。

それでは、このようにはっきりと人種差別の実態を認識し、米国に忠誠を誓うことに躊躇してははずの比嘉が、積極的に二世兵勧誘の依頼に応じるようになったのはなぜでしょうか。比嘉における心の揺れや変化を検証するうえで特に重要な点は、彼の戦場経験にあると私は考えます。

1943年9月、第百歩兵大隊はイタリアへ派兵されることになりました。他の部隊に比べて圧倒的に高い死傷者を出したと言われるこの日系兵部隊の戦闘で、比嘉は二世の仲間の壮絶な死に遭遇しました。病弱な者、負傷した友人が、命令や強制力に導かれることなく自らの意思でもって戦場で散っていく姿を目の当たりにしました。比嘉自身も二度負傷しています⁽¹⁸⁾。

死ぬのは次の瞬間かもしれないと常に考えさせる過酷な戦場で、比嘉は母からもらった手紙を繰り返し読み、心の支えにしたといえます。「どこにいても親元祖様（御先祖様）の御守護の下にいることを忘れないでください」と同時に、「軍人になった以上は国のために尽くしてください。（中略）私がハワイに帰ったときに小遣銭（事業を始める際の資本という意味）に困らないようにと、家族の者を動かして、広大な土地を耕作してくれているのである。『…お母さんは何時も太郎と一緒にいる…』、私は涙しながらこの手紙を繰り返し読んだ⁽¹⁹⁾」。ここに、国家アメリカへの奉仕がハワイの沖縄系・日系移民の社会的地位向上につながるという意識を、死と隣り合わせになりながら強く

⁽¹⁵⁾ 同上、65頁。

⁽¹⁶⁾ 同上、63-64、69-71、201-204頁。前掲荒了寛による比嘉太郎へのオーラル・ヒストリー・インタビュー。

⁽¹⁷⁾ 同上、93頁。

⁽¹⁸⁾ 同上、89-122頁。

⁽¹⁹⁾ 中略以外の（ ）内は比嘉による記述。同上、112-114頁。

していった、その瞬間を見ることができます。そして、比嘉がなぜ戦後、日系人の帰化権運動に奔走するようになったかを説明しうる彼の思想の萌芽も確認することができます。1944年春、比嘉はアフリカを経由し、アメリカ本国の陸軍病院へと移送されました⁽²⁰⁾。

「巡講」をめぐる

比嘉がアメリカへ戻ったとき、日系人を取り巻く環境は大きく様変わりしていました。ここでは、比嘉の「巡講」の内実を検討します。1944年、政府機関である戦時転住局は、1943年の日系兵の積極徴用政策転換に伴い、アメリカの強制収容所内で志願兵の募集を始めました。その支援に奔走していたのが、日系市民協会（JACL）です。JACLは、開戦後、日本との結びつきが強い帰米を日系コミュニティから分離することで、残りの日系移民の忠誠心をアメリカ政府に認めさせるよう画策していました。しかし、米国政府が日本の汎アジア主義に対抗するために帰米を含める日系兵徴用の戦略的意義を見出して以来、同組織は二世のなかから志願兵を輩出することに苦心するようになっていました⁽²¹⁾。

1944年6月、このような情勢を背景に、比嘉は米軍から静養旅行の許可を得ます。そしてこの休暇期間中、友人に招かれてたまたま訪れた強制収容所でイタリア戦線の体験を語ることになりました。もともと即興で開かれた比嘉の講演会は盛況となり、その後も次々と同様の講演会が別の収容所で企画され、人気を博すこととなりました。その成功に目をつけたのが、JACLです。JACLの報告書によると、同組織は、①「戦争遂行のための取組み（勝利のための人的資源供給）」、②「国家統一（日系アメリカ人の米国に対する背信疑惑の払拭）」というふたつの目標を掲げて、「巡講」を実施したようです。JACLと戦時転住局だけでなく、陸軍省の全面的支援のもとで実現した比嘉のスピーキング・ツアーは、全米21州で4か月にわたって行われ、二万人を超える聴衆を獲得しました。JACLは、80の新聞社に取材を申し込んだといます⁽²²⁾。したがって、比嘉の「巡講」の背景には、多人種国家像をアピールし戦争遂行のためにより多くの人的資源を確保したいアメリカ政府の思惑と、日系人の帰化権・社会的地位向上を求めるJACLの組織目標の結びつきを確認することが大切です。

また、JACLの報告書は、比嘉が日系兵に対する人種差別に関するうわさに反論したことも記録しています。冒頭で申し上げましたが、このうわさとは、すなわち軍事演習や戦場で二世兵

⁽²⁰⁾ 同上、122-124頁。

⁽²¹⁾ 同上、132-134、148-150頁。Fujitani, *Race for Empire*, p. 186.

⁽²²⁾ Japanese American Citizens League, “PFC. Thomas Higa Speech Tour-September 15-December 10, 1944,” undated, Tarō Higa Papers, Charles E. Young Research Library.

が差別を受けている、という趣旨のものです。それでは、比嘉はこの「巡講」をどのように捉えていたのでしょうか。実は、彼自身は著作のなかで講演内容に言及していないのですが、いわゆるうわさについては、次のように証言しています。「驚いたことは、日系兵は、真珠湾を攻撃した日本人と同様であるから、弾丸除け（ママ）にはまず日系兵を、その次に黒人兵をやり、最後から白人兵は進撃する。それがため日系兵の犠牲が多いのだ。連合軍がイタリアに敵前上陸できたのも日系兵からなる第百歩兵大隊のお陰であって、もし日系兵がいなかったらできなかった、などと誠しやかにいいふらされていたことである。それがため息子を、愛しの人を招集された人たちの心情は哀れそのものであった。特にそれまでのデマのために人心の動揺は匿（ママ）しがたく、ごく少数ではあるが反動分子の発生、またそれを利用する反日分子の暗躍、このまま放任すれば在米日系人の将来に由由しき問題が起こるであろうことは識者の認めるところで、大いに憂慮された」⁽²³⁾。

比嘉はアメリカへ戻ってからも排他的人種差別には断固として抵抗していましたが、権利向上のために命をかけて戦う二世兵が自身の意思でもって死んでいったことを証言することに責任感を抱くようになっていました。日系兵の息子を失った遺族に会ったときに抱いた感情については、次のように証言しています。「自分は或る強い責任感を覚えた。（中略）此の母親も自分の母だ。

（中略）若し私に何か相談にでもなる様な事柄でもありましたならばあなた様の息子にでも相談なさるお積りで如何様な事柄でも構ひません手紙でもよいご相談下されば私の及ぶ限り力添へさせて戴きたい希望、其れが先だてる戦友に対しての責任であり亦せめてもの慰めだと考へます。私の宛名は…

（住所）⁽²⁴⁾」と綴っています。これはハワイ・ヘラルドへの投稿記事の引用です。「私の宛名は」の後には、彼の住所が添えられています。

加えて、当時のアメリカのメディアが戦意高揚のために好んで引用した比嘉証言も、ご紹介します。比嘉は、次のようによく訴えていたようです。「日系兵の間で負傷者が異常に多いのは、課せられた任務以上の行いを戦場でするからだ」と⁽²⁵⁾。つまり、比嘉は、排斥・周縁化には強く抵抗しましたが、国家による包摂には積極的な協力で応じるようになりました。また、この時期、多大な犠牲を出しつつ、国家アメリカに奉仕する日系兵の活躍が大々的に報道されるという、新たな政治的状況が生まれていたことも、確認しておきたいと思います。

⁽²³⁾ 前掲比嘉『ある二世の轍』、148-149頁。

⁽²⁴⁾ 「米大陸巡講の旅より 第百歩兵大隊 比嘉太郎一等兵」 *Hawaii Herald*, February 14, 1945, Tarō Higa Papers, Charles E. Young Research Library.

⁽²⁵⁾ “Jap-American Sees Nip Sub—Het First Met on Pearl Harbor Day,” *Rocky Mountain News*, Denver, September 20, 1945, Tarō Higa Papers, Charles E. Young Research Library; “Pfc. Thomas H. Higa, 100th Infantry Tells Area Friends of Battalion’s Men,” *Sparta Tribune*, October 27, 1944, Tarō Higa Papers, Charles E. Young Research Library.

沖縄戦へ

それでは、最後に、比嘉が沖縄戦にどのように向き合ったかを考察して、この報告を締めくくります。比嘉は、「巡講」後、軍を除隊する予定でしたが、沖縄が戦地になるという知らせを受け、自ら志願し、通訳兵として戦場に赴くことになりました。そう決意したのは、沖縄の人びとが「可哀相」に思え、「日系兵を代表した自分が行かなかつたら日系兵、皆が（沖縄への派兵に）Noと言ったように」なってしまう状況を危惧してのことでした⁽²⁶⁾。

比嘉は、地上戦の舞台となった沖縄でふたつの仕事をしました。ひとつは、沖縄の言葉でガマに隠れている住民に投降を呼びかけるという人道的活動。もうひとつは、現地の軍人指導者に掛け合っ、沖縄救済運動の基盤を築くこと。このふたつの目的と、彼の沖縄への思いを凝縮する証言があるので、ご紹介します。「私はいった、『決して発砲しないでくれ、沖縄人は決して私を殺しはしないから、たとえ彼らがさわいでも決して発砲しないでくれ、銃口をこちらに向けしないでくれ』と頼むと、米兵たちは私の申し出に応じてくれた。（私がヨーロッパ戦線で勇名をはせた二世部隊の一員としてドイツ軍と戦ってきたと聞いただけで、沖縄で戦っている米兵たちからは大分優遇されていた。それは沖縄戦線にヨーロッパの戦線から来たものとしては、私一人だっらしい）。事実私は沖縄人を信頼していた。私は沖縄の方言で洞穴の入口から叫んだ。（中略）『私もウチナーンツー（沖縄人）です。私は中城村字袋の者で喜舎場学校を出た者で比嘉という者です。なにとぞ私を信じて下さい⁽²⁷⁾』」。このように、第二次世界大戦末期において、比嘉は、ヨーロッパで勇敢に戦った米軍に属する日系兵というアメリカ国家に賞賛を得た地位と、幼少・青年期に培った、愛着ある沖縄人としてのアイデンティティを融合させることによって、戦時アメリカのナショナリズムが承認するに至った多人種国家の一員として、戦禍沖縄の人びとを救うことになります。

この頃、沖縄戦を指揮していた上級軍人たちも、マイノリティ人種である日系兵の存在価値を積極的に認めるようになっていました。沖縄戦を指揮したサイモン・バックナー中将の死後、第十軍司令官を務めたスティルウェルが、次のように証言しています。「二世ボーイズは、アメリカ人の心のなかに特別な地位を築いた。私たち兵士は、彼らが差別を受けるのを見かけたら、助けに行かなければならない。私はそのようなクラブの会員になる」⁽²⁸⁾。米軍は、沖縄系・日系移民

⁽²⁶⁾ 前掲比嘉『ある二世の轍』、311-316頁。前掲荒了寛による比嘉太郎へのオーラル・ヒストリー・インタビュー。

⁽²⁷⁾ 前掲比嘉『移民は生きる』、177-178頁。

⁽²⁸⁾ James C. McNaughton, *Nisei Linguists: Japanese Americans in the Military Intelligence Service during World War II*, Washington D.C.: Department of the Army, 2006, 369.

だけではなく、次は沖縄住民をも自らの勢力下におさめることを、アイスバーグ作戦（沖縄における戦闘戦略）策定時にははっきりと構想していました。すなわち、米軍の対アジア政策と、比嘉の沖縄への想いと米国への包摂要求が重なり合うなかで、沖縄救済運動の基盤が築かれました。比嘉は、1945年9月16日、米軍を除隊しました⁽²⁹⁾。

おわりに—結論と今後の研究課題—

それでは、結論に入ります。以上、見てきました通り、比嘉の戦争協力をめぐる態度の変化と、アメリカ政府の日系兵徴用政策の策定・遂行過程は、密接に連動していました。そして、その背後には、米軍・戦時転住局・JACL・比嘉の相互依存的関係がありました。

しかし、先行研究が提示する「モデル帰米」としての比嘉像は、彼がヨーロッパ戦線に赴くまでに抱えていた人種差別への憤りや米国の戦争協力に対する葛藤を十分に視野に入れていなかった、という点も確認しました。

比嘉は、開戦からイタリア戦線に送られるまでのあいだ、排他には恐怖心や拒否感、憤りをあらわにしますが、多人種国家の理念を掲げるようになった国家アメリカの「巡講」に対しては積極的協力で応じました。そして、心理戦を重視して遂行されたアイスバーグ作戦（沖縄戦）のさなか、比嘉は米軍の協力を得て、沖縄救済運動の基盤を築くことに成功します。ですので、戦中から戦後初期にかけての比嘉は、米軍に利用されたという見方もできますし、比嘉が米軍を利用したという見方もできると思います。いずれにしても、戦後、比嘉は沖縄統治に動員された二世たちとは異なる生き方を選びました。第二次世界大戦が、生涯、越境者として生きた比嘉に計り知れない影響を及ぼしたことは、想像に難くありません。

今後の比嘉研究では、ハワイと沖縄の連続性、特に両地域の基地史の展開を視野に入れることで、より奥深い比嘉像にたどり着くことができると考えます。基地社会としてのハワイと沖縄における比嘉の記憶の継承は、当然、「リメンバー・パールハーバー」と沖縄戦、二世ヒロイズムと新基地建設の是非をめぐる議論、そして現代の戦争と結びつき、歴史認識の磁場として存在しているからです。比嘉研究は、沖縄・日本・ハワイ・アメリカの関係史の一断面を表出させると同時に、歴史学にとっての根本課題である構造と主体性の関係性を考えるうえでも重要な手がかりになるはずです。実証研究がほとんどありませんので、彼の生い立ち、沖縄救済運動、帰化権運動、歴史の記録者としての仕事、中南米の沖縄系移民との交流など、比嘉の人生のどの側面を切り取っても、研究

⁽²⁹⁾ 前掲報告者によるアルヴィン・ヒガ氏へのインタビュー。

課題はたくさんあります。私も今後、比嘉研究を続けていく所存です。

ご清聴ありがとうございました。

第二次世界大戦期の比嘉トーマス太郎(アルヴィン・ヒガ氏提供)

1. 戦時転住局の公認写真。比嘉のお気に入りであったという。



2. 比嘉と二世兵の同僚たち。1942年、ウィスコンシン州キャンプ・マッコイにて。



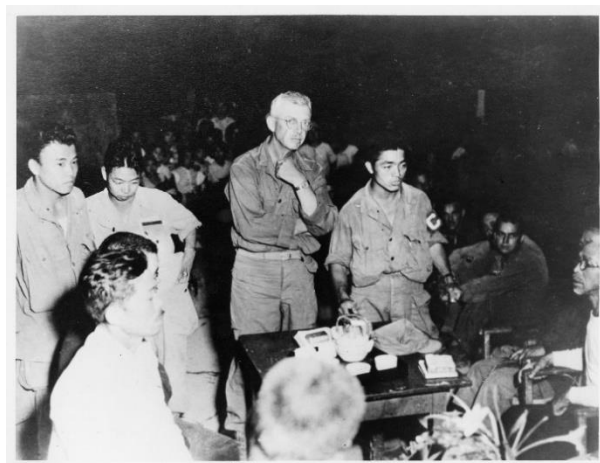
3. 戦時転住局の公認写真。



4. 戦時下沖縄の中城村島袋で洗礼式に参加する比嘉。



5. 同上の洗礼式で宗教家のハイラー大佐の通訳を務めた。



●根川 井上さん、どうもご発表ありがとうございました。井上さんは在外プロジェクトの北米班を代表してご発表いただいたのですが、先ほどから北米班とかヨーロッパ班という略語を使わせていただいておりますけれども、正確に申し上げますと、「北米における日本関連在外資料調査研究・活用」班というような、やや長い研究プロジェクト名がつけられております。

ハワイ出身の沖縄移民二世である比嘉トーマス太郎という人物ですね。私も実は移民史研究をしておりまして、私はどちらかといいますと南米、ブラジルを中心とする日系移民の研究をしているわけですが、今日ご紹介いただきましたこの比嘉太郎という人物、その生い立ち、ライフヒストリーとともに、戦後の人道主義に基づく活動まで広くご紹介いただきました。資料的な立場から申しますと、カリフォルニア大学所蔵の比嘉文書や比嘉自身の著作、及びオーラル資料に基づいて、非常に広い視野から様々な井上さんご自身が発掘された資料をご紹介いただきました。

これは南米移民史の立場から申しまして、比嘉太郎というのは沖縄系アメリカ人を代表とするスポークスマンという立場とともに、ハワイ・北米日系人と南米日系人をつなげるようなひとつのマーギナルな存在であったということで、今後の井上さんのご研究の発展とともに、この比嘉の人間像、様々な人間像をご紹介いただきましたけれども、移民史研究全体の中で非常に大きな意味を持った研究に発展していくものと期待されるかと思えます。

井上さん、重ねてどうもありがとうございました。

それでは、続きましてマレガ班のほうから、このマレガ班と申しますのも、正確に申し上げますと、「バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書調査研究・保存・活用プロジェクト」というやや長いプロジェクト名がついているのですけれども、このマレガ班を代表いたしまして、湯上良さんにご発表をいただきたいと思えます。では、湯上さん、よろしくお願いいいたします。

マレガ神父収集豊後切支丹史料のバチカン図書館への送付に関する考察—現状と課題—

湯上 良（学習院大学・客員教員）

●湯上 学習院大学人文科学研究所の客員所員を務めております湯上と申します。本日はよろしくお願いたします。まず初めに、瀧井先生、根川先生、そして国際日本文化研究センターの皆様、並びに関係者の皆様、本日はお招きいただきまして本当にありがとうございます。以前、国文学研究資料館に勤めていた時、テレビ会議を通じて根川先生や稲賀先生のいらっしゃる日文研のご様子を拝見しておりましたが、本日初めて直接訪問させていただき、非常に感激いたしております。それでは、画面の共有をいたします。

本日の発表は、「マレガ神父収集豊後切支丹史料のバチカン図書館への送付に関する考察」ということで、現状と課題について発表いたします。

今、根川先生からご紹介のありました通り、本在外プロジェクトの正式名称は、非常に長い名前ですが、通称ではマレガ・プロジェクトと呼ばれております。プロジェクトの進展に伴い、宣教師のマレオ・マレガが切支丹関係資料等の収集を始めた動機や入手経路、そしてバチカン図書館への資料の送付時期などが明らかにされてきております。マレガが収集した主な資料は、江戸時代の臼杵藩で作成された切支丹及びその子孫を管理・統制するための記録類です。

このプロジェクトの初期段階で、1953年に多くの資料がバチカンへ送られたことが明らかにされております。

ただし、なぜ1953年に送付されたのかという理由がいまだはっきりとはしておりません。結論から申しますと、実はこの発表を終えた後でも、なぜ送付されたのかという結論はまだ見えておりません。しかし、この送付に関する考察、1953年に関わる様々な要素について本日はご紹介したいと思います。

マレガ・プロジェクトのホームページに掲載されているマリオ・マレガに関する年表をお示しいたします⁽¹⁾。本日の発表で取り扱う場所がアメリカやヨーロッパ、日本、そして時代も多岐にわたるため、混乱をきたす可能性も考慮し、年表を随時参照していただければ幸いです。



<写真1 バチカンのサンピエトロ広場>

⁽¹⁾ <https://www.nijl.ac.jp/projects/marega/intro/>（2022年1月6日閲覧。以下同）。

マレガ・プロジェクトは、江戸時代に作成され、そして戦後に日本からバチカンへ送付された切支丹関係の資料がバチカン図書館で2011年に再発見され、発足したプロジェクトです。1953年に資料が送付されてからしばらくは整理等が行われましたが、その後は倉庫の中で保管され、2011年、今から10年前に再発見されました。そして、この資料の全貌を解明するために、人間文化研究機構とバチカン図書館との間で2013年に協定が結ばれ、国内外の様々な機関や研究者の協力によって、プロジェクトが実施されています⁽²⁾。

図2は、今の大分県臼杵の臼杵城の跡にある櫓の写真です。こうした櫓の中に江戸時代に藩の役所等で作成された文書類が収められていたとされています。

文書類は、状物と呼ばれる半紙が折り畳まれた状態で和紙の袋の中に大量に収められているものや、本の形になっているもの等、様々な形態のものがございます。本日の他のお三方の発表は、歴史的な観点からのご発表ですが、マレガ・



<図2 臼杵城址の櫓>

プロジェクトでは発見された文書自体の構造や保存処置、その後の目録作りなど、史料学的、アーカイブズ学的な観点からも調査研究を進めてまいりました。よって、本発表では、そうした要素も盛り込みながら展開していきたいと思っております。和紙の袋の中に半紙の折り畳まれたものがいくつも入っており、折り畳まれた半紙に関しても一点ごとに目録を作成する際にも用いる番号を付与していきます⁽³⁾。

先ほど2013年に協定が結ばれたというお話をしました。実はそれ以前の1997年から2002年の間に、当時は国文学研究資料館の助教授であったロバート・キャンベル氏の調査団によって、ローマ郊外にある教皇庁立サレジオ大学の図書館で、マレガ関係の典籍や資料の調査が行われました。典籍というのは古い本だと考えていただければと思います。合計で6回の調査を行い、800点の古典籍に関する英訳付きの調査報告書がまとめられております⁽⁴⁾。これらの古典籍は、一点一

⁽²⁾ 2013年にバチカン図書館と人間文化研究機構との間で結ばれた協定に沿い、バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料の調査と研究、通称「マレガ・プロジェクト」が開始された。2021年度終了予定（研究代表者：大友一雄、太田尚宏）。

⁽³⁾ <https://www.nijl.ac.jp/projects/marega/img/slide3.png>。

⁽⁴⁾ 国文学研究資料館文献資料部編「サレジオ大学マリオ・マレガ文庫所蔵日本書籍目録」『調査研究報

点の古典籍のサイズに合わせてオーダーメイドされた箱に収められ、整理されております。

本日は、以前にキャンベル氏らによっても調査され、マレガ・プロジェクトが始まってから本格的に調査が行われたサレジオ大学に所蔵されている古典籍以外の資料群を中心にお話をしていきたいと思っております。

それでは、次にこれらの資料の構成と構造についてお話をいたします。サレジオ大学にあるマレガ神父の資料は、大まかに分けて3つに分類されます。1番目は古典籍類です。2番目は、マレガ・アーカイブズの略称である「M Arch」、こちらはバチカン図書館で見つかったものに内容的にはほぼ似たような古文書から成りますが、激しい劣化が見られ、バチカン図書館で修復をするため、バチカン図書館に受け入れられました⁽⁵⁾。

そして、3番目がマレガ・ドキュメントの略称である「M.DOC」です。これは、M.DOC 1番から380番まで全453レコードから成り、多言語の文書で構成されています。イタリア語が主ですが、ほかにも英語やフランス語など複数の言語で構成されています⁽⁶⁾。

主要な内容は、マレガ自身が書いた原稿や手紙、もしくは研究のメモ、そして古文書をローマ字や日本語で翻刻したもの、さらにそれをイタリア語に訳したもの、解説をつけたものなど、さまざまです。

「M.DOC」の一番の特徴として挙げられる点は、同じ内容や話題を取り扱った文書が連番で並んでいることです。たとえば、M.DOCの10番から15番まで同じ話題の一連の原稿が並んでいます。原稿の中には、初校、再校、念校等の各種の校正原稿も含まれているといった特徴がございます。

さらなる特徴として、この原稿や手紙の作成の時期に注目するといろいろなことが明らかになる点が挙げられます。453レコード中、年号が明記されているものは117レコードあります。また、連番で同じ内容や話題が並ぶという構造から、作成時期がある程度類推のつくものも154レコードございます。残り182レコードが年代も書いておらず、構造の上からも年代の類推が難しいものです。したがって、少なくともこの全レコードの半数以上は年代の確定が可能、もしくは構造から年代の類推が可能なものとなります。この結果、1932年から69年の間のマレガの研究活

告』第23号、2002年。

⁽⁵⁾ 資料群の概要や伝来等の詳細については次を参照のこと。佐藤晃洋「マリオ・マレガ資料の概要 A24」『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料—概要と紹介—』日本語版、マレガ・プロジェクト（国文学研究資料館）、大友一雄・三野行徳編、2021年、66–68頁。

⁽⁶⁾ 言語ごとの内訳については、次を参照のこと。拙論「サレジオ大学図書館所蔵マレガ関連資料に見るマレガによる研究と資料保護」『バチカン図書館所蔵 マリオ・マレガ資料の総合的研究』国文学研究資料館編、角川文化振興財団、2022年。

動をほぼ年単位で追うことが可能になるため、重要な分析の軸となります。ただし、年号が明示されていないか、類推可能な文書が存在しない年代もいくつかございます⁽⁷⁾。

その中でも本日、特に注目していきたいのが、バチカン宛の手紙の草稿と資料保護に関する話題です。この手紙の内容や背景も踏まえながら、本発表を進めてまいりたいと思います。

現在、バチカン図書館に所蔵されている文書は1万5,000点以上ございます。これらの文書を送付した動機は、マレガ文書を巡る重要な論点の1つであります。この発表の冒頭でも申しましたように、1953年にこの1万5,000点以上の資料がバチカン図書館へ送られております。サレジオ大学に所蔵されている文書からも送付の動機について、何らかの糸口が見いだせないものでしょうか。

結論から先に申せば、このサレジオ大学に所蔵されている文書の中にも送付の動機が直接書かれたものは見られません。しかし、1953年の送付直前に書かれた手書きのイタリア語による手紙の草稿が2点ほど「M.DOC」の中に見られます。この内容は、マレガの研究内容とかなり深く関わるものです。ただし、手紙の差出人名は、当時の大分市長であった上田保の名前になっていません。宛て先は、バチカン国務省のモンティーニ師と、そして同じように上田の名前で書かれ、バチカンのピオンディ枢機卿に宛てられた手紙の草稿です。

まず、宛先となった2人について見ていきたいと思います。モンティーニは、1937年から54年という、かなり長い間にわたってバチカンの外交も担う省庁である国務省で長官の代理、副官等を務めます。1944年以降は国務長官が空席の状態、モンティーニが実質的に長官の職務を担っていました。その後、1963年には教皇パウロ6世としても即位することになり、戦中・戦後期のバチカンにおける重要人物の一人です。もう一方の手紙の宛先であるピオンディは、第二次大戦前の1919年から21年まで日本で初代教皇使節を務めています。その後、宣教師の活動の統括も担う省庁である布教聖省の要職を務め、その後は長官にも就任します。言うなれば、日本とバチカンのパイプ役を担った人々へ宛てた手紙なのです⁽⁸⁾。

モンティーニへ宛てた手紙の草稿の日付は、1952年10月です。400年前にフランシスコ・ザビエルが日本滞在最後の数か月を大分で過ごしたという内容から手紙が始まります。大分は、宣教

⁽⁷⁾1933年から36年、1954年から57年、1966年から68年がそれに当たる。

⁽⁸⁾シルヴィオ・ヴィータ「豊後キリシタンの跡をたどるマリオ・マレガ神父—マレガ文書群の成立過程とその背景—」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第12号（通巻第47号）、2016年3月、154-155頁、162頁。なお、「国務長官 Segreteria di Stato」と地位や役目は変わらないものの、モンティーニの正確な役職名は「Prosegretario di Stato」で、枢機卿のみが「Segreteria di Stato」に就任する慣習となっている。

を行う上で重要な土地であり、文書類を含む、さまざまな遺物や切支丹の墓が見られること。中でも、江戸時代に作られた宗門改の文書、これはまさにバチカンに現在収蔵されている1万5,000点の文書の大半がこの文書なのですが、この宗門改の文書には、捕縛された多数のキリスト教徒の名前が見られるといったことをモンティーニに伝える内容の手紙です。

この中に重要な記述がありますので、ご紹介いたします。「こうした文物はすべて私有財産の状態にある。日本では、木製の家屋内でこうした歴史的価値をもつ文物が保存されているため、火災により失われることが多々ある。大分の各地域に散在するキリスト教徒の墓は露天の状態、雨による被害を受けている」という資料保護や資料を取り巻く環境にも関わる内容です⁽⁹⁾。

こうした状態を改善するため、江戸時代以前にデウス堂というカトリック教会が現在の大大市内にあったのですが、その場所に記念博物館を建設したいという構想も手紙に書き添えます。この手紙はイタリア語で書かれていますが、あくまでも大大市長の上田保の名前で書かれていますので、上田の構想という形になっています。この場所に大大だけではなく、日本中から切支丹の文物を集め、さらには大大で江戸時代以前に建てられていた医療施設や寄宿学校、孤児院などを追憶するような施設を構想していることも書き添えました。この構想については、バチカン関係者にもいろいろな要請をしており、ビオンディ枢機卿にも同様の内容の手紙を送付するという内容がモンティーニ宛の手紙の草稿に書かれています⁽¹⁰⁾。

次に、ビオンディ宛ての手紙の草稿を見ていきましょう。モンティーニ宛てはとても簡潔に書かれているのですが、ビオンディ宛ては10枚以上の分量で、内容もかなり詳細に書かれています。生半可な研究では書けないような、質量ともに充実した研究成果を盛り込んだ内容になっています。こちらの手紙の草稿には、年月日は書かれていないのですが、大大市長に選出されてから5年が経過した、という記述がありますので、こちらも1952年、モンティーニと同じ時期に書かれたと考えるのが適切かと思われま

す。この草稿は、やはりモンティーニ宛てと同じくザビエルの話から始まり、病院や養育院が建てられ、さらに医学校も開設されたという内容が書かれています。この内容は、同じM.DOC内にある文書の中に見られる、マレガが行った研究が明らかに下敷きとなっていることが考えられます。これらの中には、さまざまな地図等も残されています⁽¹¹⁾。

さらに手紙の草稿では、大友宗麟が天正少年使節を派遣し、ザビエルの列福に関する請願も送

⁽⁹⁾ Università Pontificia Salesiana, *Fondo Marega*, M. DOC (M. DOC と略) 4, cc.1-2.

⁽¹⁰⁾ *Ibid.*, c.3.

⁽¹¹⁾ M. DOC 77, c.1.

付したことを記しています。また、16世紀終わりに、現在の大分市を中心とした地域である府内が日本で最初の司教区になったことや、初期の歴代司教についても書かれています。この点はかなり細かい情報であり、相当深掘りした研究を下敷きにしないと書けないものですが、やはりM.DOCの中に同様の内容に関するマレガの研究が見られます⁽¹²⁾。

戦国時代の前半は、キリスト教も信仰の自由を謳歌しましたが、徳川政権下でキリスト教徒に対する迫害、拷問や死刑が行われました。マレガは、自身が収集した資料の一部を基に、『豊後切支丹史料』という史料集を出版しました。その史料集にも見られるような殉教者の名前も手紙の草稿の中に書き添えています⁽¹³⁾。

第二次世界大戦後、ザビエルの渡来から400周年を記念した行事が日本で行われました。その折にシドニー大司教であったノーマン・ギルロイ枢機卿が大分を訪問しています。この時にギルロイ枢機卿が、かつて教会が建っていた場所であるデウス堂跡を訪問した逸話も草稿に記載されており⁽¹⁴⁾。

この手紙の草稿における核心的な話題として、キリスト教関係の物品に関する保存環境が整っていないという継承の問題を挙げています。以下、草稿からの引用です。「こうした紙や木でできた物品が、墓を除きすべて私人である所有者の下で保存されている。毎年のように起こる火事で多くの家屋が崩壊し、それによって物品も灰塵に帰す。また、山に散らばる石の遺物も、道路工事の際などにそのまま失われることもある。こうした状況は大分だけではなく、日本中で見られる」というように記述されています⁽¹⁵⁾。そこで、博物館の建設を提案しますが、「もし過去の遺物を今収集しなければ、おそらくかなりの確率で将来にわたっても収集が行われまいだろう」と、緊急性の高さも訴えています⁽¹⁶⁾。

これだけ壮大な構想を実現するには、当時の金額で2億円が必要でした。戦後間もない時期で、大分市は戦後復興の予算しか割けない状況にあります。そのため、世界中から資金を集めた旨を上田保は訴えます。

以前に上田は、大分出身の音楽家である滝廉太郎の銅像を建立しました。この際、特別な鉛筆を売って、像を建てるための資金を集めた経験があります。したがって、その例に倣って今回も竹製の十字架、人工真珠の数珠など、様々な物品を制作し、全世界のカトリック教徒に販売し、

⁽¹²⁾ M. DOC 80, c.1.

⁽¹³⁾ M. DOC 3, c.6.

⁽¹⁴⁾ *Ibid.*, c.7.

⁽¹⁵⁾ *Ibid.*, c.8.

⁽¹⁶⁾ *Ibid.*, c.9.

博物館建設の資金を集めるという具体的な計画も伝えていきます⁽¹⁷⁾。

この構想について、日本のカトリック教会の関係者にも賛同を得ていること、たとえば、マレガにも話をし、福岡司教からもビオンディ枢機卿へ手紙を送るという約束を取り付けたという内容が、この草稿に書かれています。さらに、教皇の賛同も得たいという要望も書き添えてあります。当時、上田はまだキリスト教徒ではないのですが、非常に重要なプロジェクトなので教皇の支持も得たいということを書いております⁽¹⁸⁾。

このビオンディ宛ての手紙の草稿とともに、土地の購入、補償、道路の整備等々、経費の概算についてのメモ書きも具体的に残されています⁽¹⁹⁾。

今後の展開及び課題について、残りの 10 分間でお話ししたいと思います。

当時はどのような時代であったかということ、少しマレガを離れて考えてみたいと思います。第二次大戦中から戦後にかけての日本では、江戸時代に各地の庄屋等で作成され、明治維新の後も民間で保有されていた文書が散逸や滅失の危機に直面していました。戦後、このような事態への対策を求める運動が起こり、日本学術会議による二度の勧告等が発せられました。そうして、1951 年に民間所在資料等の保護を担う文部省史料館、現在の国文学研究資料館が設立される状況にありました。

一方、ヨーロッパでは、18 世紀から 19 世紀にかけて、すでに近代的な公文書管理の体制は確立しており、民間所在資料に関しても 20 世紀初頭に散逸の危機が認識されるようになります。そして、第一次、第二次世界大戦の間の時期に対策がとられ始めます。

私が専門とするイタリアでも、民間所在資料の保護を目的に、1939 年には国立の文書館以外にも民間所在資料の保護を担当する文書保護局という国の機関が各地に設置されます⁽²⁰⁾。

また、アメリカには、1935 年以前も各州には公文書を扱う文書館が設置されていましたが、1935 年に連邦の米国国立公文書館、通称 NARA が設立されました。さらに、第二次世界大戦後にはアーカイブズの専門家であるエルンスト・ポズナーによって、ヨーロッパ及び日本における民間所在資料を含むアーカイブズの現状調査が行われ、調査結果が報告書にまとめられます。この報告書は、かなり詳細に書かれています。ただ、こうした戦前のアメリカにおける新たな制度設

⁽¹⁷⁾ *Ibid.*, c.10.

⁽¹⁸⁾ *Ibid.*, c.12.

⁽¹⁹⁾ *Ibid.*, c.14.

⁽²⁰⁾ 拙論「非国有アーカイブズと公的保護 —イタリアにおける国家機関の創設—」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第 13 号（通巻第 48 号）、2017 年 3 月、51-60 頁。

計や、戦後に行われた調査が、アメリカ統治下の日本における、特に民間所在資料の保護に関する政策にどう反映していたかというのは、まだ明らかにされていないというのが関連する研究の現状です⁽²¹⁾。

話を手紙の草稿に戻します。モンティエニ宛ての 1952 年 10 月付の手紙の要点ですが、まず内容についてはマレガの古文書研究に基づいています。特にバチカンへ翌年に送付されることとなる、多くの古文書の研究に基づいています。そして、収集したような文書が民間で所有されているが、こうした人々が住んでいる家屋は木製で、一たび火災が起こると、文物も失われる。それらを守るために博物館が必要であるという点になります。

もう 1 つのビオンディ宛ての手紙は、作成の時期が明示されていませんが、内容から 1952 年であろうと考えられます。こちらの手紙の草稿には、かなり詳細に大分のキリスト教の歴史、博物館の建設についての動機等が書かれています。これらはやはりマレガの研究、その中でも特に『豊後切支丹史料』に基づく内容がかなりの箇所で見取れます。

先ほどから指摘しているように、この手紙の送り主は、あくまでも当時の大分市長である上田保です。この上田保は、1949 年のザビエル渡来 400 周年で来日した教皇庁代表を大分のデウス堂跡に案内しています。このことについて、彼の晩年に行われたインタビューによれば、「この時期、デウス堂の存在を知っただけで、府内が西洋音楽や育児院、西洋式病院の発祥の地だとは知らなかった」と述べています⁽²²⁾。

1949 年にこうした状況ですから、手紙の草稿が書かれた 1952 年までの 3 年で、緻密な研究の蓄積が必要とされるような内容を独力で書くのは困難であることが容易に想像されます。したがって、マレガは上田の手紙をイタリア語に翻訳するだけには留まらず、マレガ自身が行った史料の研究内容を基にして、草稿を書く上でアドバイスをし、または、マレガ自身が直接、草稿の内容を執筆した部分もあると考えられます。

ビオンディ宛ての手紙の草稿でも、モンティエニ宛てと同じく、火災や工事によって民間所有のキリスト教関連の文物が失われ、それに加えて、大分だけに当てはまる問題ではなく、日本各地で見られる状況であると述べています。マレガ自身もこれをイタリア語に翻訳、または書いているわけですから、この事実や意識は共有していたと考えられます。また、こうした文物を守り、所蔵する図書館や博物館などを建設する構想を上田が考えていることも伝えていきます。

⁽²¹⁾ 坂口貴弘『アーカイブズと文書管理—米国型記録管理システムの形成と日本』勉誠出版、2016 年、294-330 頁。

⁽²²⁾ 中川郁二『ロマンを追って 元大分市長上田保物語』大分合同新聞社、2008 年、第 10 章、8 頁（デジタル版）。

これら 2 通は、上田の名前で書かれた手紙の草稿ですから、マレガが収集した文書がバチカンに送付される理由については、当然書いてありません。ところで、収集文書の送付が 1953 年であるとなぜ判明したかといいますと、日本からバチカンに向けて収集文書が送付されたことを伝える手紙の複写がバチカン図書館に残っているためです。これによると、1953 年 8 月に日本の教皇庁大使館からモンティニーニに向けて、そして 12 月になるとモンティニーニからバチカン図書館へ、こうした収集文書が日本から送付される、または送付されてきたことを伝える手紙のやり取りがなされています⁽²³⁾。したがって、この 1 万 5,000 点にも及ぶ収集文書類は、1953 年の秋から冬にかけてバチカンの方に届いたと考えられます。

上田の名前でバチカンの高位聖職者宛に書かれた手紙の草稿の日付が 1952 年 10 月です。そこでは、日本の民間所在資料を取り巻く脆弱な環境や危機的状況が訴えられています。この時期、日本の民間所在資料を守ることを目的に文部省史料館が 1951 年に設立されています。そして、1953 年にバチカンへとマレガによる収集文書が送付されました。こうした一連の出来事のタイミングがここまで合致しているのは、果たして偶然なのであろうかという疑問が浮かんできます。

今一度、もう少し状況を俯瞰してみたいと思います。1953 年以前はGHQの施政下にありましたが、占領初期には国際郵便業務が行われていませんでした。後に国際郵便が再開された際には、すべて検閲の対象になっています⁽²⁴⁾。ただ、GHQ公認の宣教師の団体には、軍用郵便を利用する特権が 1948 年に与えられています⁽²⁵⁾。

さらに、GHQによる他の宣教師関連の政策を見てみますと、1946 年にはプロテスタントの宣教師に対して特別の入国許可が初めて出されます。そして、1950 年までの間、ものの 4 年の間にカトリックも含めて 3,000 人以上の宣教師が入国することになります。出入国の権限は、徐々に日本政府に移管されます。1950 年には出国と再入国審査が、1951 年には入国審査の権限が移管されます⁽²⁶⁾。

実は、このサレジオ大学に所蔵されているマレガが作成した文書、手紙類の中には、GHQの民間情報教育局宗教課の係長として勤めていたウィリアム・ウッダードとマレガの交流の形跡も

⁽²³⁾ *Lettera dell'Internunziatura Apostolica*, N. 666, Tokyo, 14 agosto 1953. *Lettera della Segreteria di Stato di Sua Santità*, N°. 306945, Dal Vaticano, li 18 dicembre 1953.

⁽²⁴⁾ 齋藤柳子「GHQの郵便検閲と記録管理：現場で働いていた経験者へのインタビューからの考察」『文書と記録—日本のレコード・マネジメントとアーカイブズへの道』高山正也（監修）壺阪龍哉、齋藤柳子、清水恵枝、渡邊佳子、2018年、81-130頁。

⁽²⁵⁾ ウィリアム・P・ウッダード（阿部美哉訳）『天皇と神道—GHQの宗教政策』サイマル出版会、1972年、254頁。

⁽²⁶⁾ 前掲書、259頁。

見られます。

このサレジオ大学に所蔵されているマレガ資料の特徴は、冒頭でも述べましたが、推敲段階から校正、完成稿に至るまでの原稿が残されていることです。手紙も下書きや、実際に送付した手紙の控え等が残されていることが非常に多いです。ただ、この 2 通の手紙の草稿に関しては、実際に送付した手紙の控えが残っていません。

今後の課題として、次のような点を調査する必要があります。まず、この手紙の草稿は、実際に大分市長名でバチカンへ送付されたのか。もし、送付されたとすれば、バチカン側でも受領された記録や、何らかの返答をしたならば、バチカン側から大分に送付した返答の控え等があることも考えられます。イタリアやバチカンでは、送付した手紙の控えを残すので、それを確認する必要があります。幸いにも、去年からこの時代の教皇であるピウス 12 世期の文書の公開がバチカン使徒文書館で始まっています。この過程で、なぜ 1953 年にバチカンへ収集文書が送られたのか、その動機等が明確になることが期待されます。

本日の発表は、場所や時代が多岐にわたり、込み入った部分もございましたが、まとめに入りたいと思います。日本で江戸時代に作られた切支丹統制文書は、明治以降、民間所在資料になっていました。この文書をマレガが収集する。そして、1953 年に収集した文書がバチカンに送付され、図書館に入りました。その前年には、大分市長の上田名での手紙がバチカン国務省や布教聖省の高位聖職者に送られる。さらには、後の時代にも、サレジオ大学へマレガの研究メモや手紙の草稿が送られる。そして、GHQ民間情報教育局の人物ともマレガは交流がある。GHQによる日本占領期の宗教、郵便、検閲に関する対処方針やアーカイブズ保護施策からも多角的に検討できるのではないかと。そして、GHQ民間情報教育局宗教課の係長であったウッダードは、これも幸いなことに、アメリカのオレゴン大学に自分が記録したものを寄贈しており、ウッダード文書という形で残されています。すでに一部が日本の国会図書館によって、主に靖国神社関係の調査の際に収集をしています。マレガ関係の記録等が残っているとすれば、オレゴン大学にありそうだとしたところが今後の調査の見取図となります。

そろそろ時間となりました。結論の定まっていない、非常に雑駁な発表ではございましたが、以上で発表を終えさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

●根川 湯上さん、ご発表どうもありがとうございました。このバチカン図書館に所蔵されてい

るもともとマリオ・マレガ神父が日本からバチカンに送致した資料だということですが、何と1万5000点という膨大な史料を調査研究するという、この在外プロジェクトの典型的な研究プロジェクトのひとつと位置づけられるかと存じます。

アーカイブズ的な観点、あるいは書誌学的な観点から、なぜこのマレガ文書が、大部分1953年にバチカン図書館のほうに送付されたのかということを中心に、謎解き的にお話を賜りましたが、何度か私もこのマレガ班のシンポジウムなどに参加させていただいて、班員の皆さんのご発表を聞かせていただいたのですが、膨大な史料を写真で拝見いたしまして、その史料の前で呆然としてしまうというか、まさに人類史的な規模を持った巨大プロジェクトですね。そういった史料を収集して、バチカン図書館に送られたマリオ・マレガ神父という、日本の大分県を中心に非常に長く日本で日本の生活になじまれた方だと聞いておりますが、魅力的な人物のライフストーリーと切り結ぶような形でご発表をいただきました。

湯上さんは長くイタリアで過ごされたとお聞きしているのですが、日本とイタリア、最後のお話の中でアメリカにも収蔵されている資料が一部あるということでしたが、湯上さんの卓越したリテラシーによって、こういった資料群をこれからも分析して、我々にいろいろなことをご教授くださるということに対して、今後もさまざまな期待が持てるのではないかと受け取りました。どうもありがとうございました。

そろそろ時間も押してまいりましたので、続けてヨーロッパ班ですね。この班名も先ほどから略称という、我々の間で流通している略称でお呼びしておりますけれども、「ヨーロッパにおける19世紀日本関連在外資料調査研究・活用プロジェクト」という、やはりやや長い、いずれのプロジェクトもちょっと長いタイトルがつけられているのですが、そのヨーロッパ班を代表して、青柳正俊さんのほうから「幕末・明治初期の名誉領事（商人領事）を探る—ドイツを事例として」というタイトルで、研究成果についてご発表を賜りたいと思います。

では、青柳さん、よろしく願いいたします。

幕末・明治初期の名譽領事(商人領事)を探る—ドイツを事例として—

青柳 正俊 (国立歴史民俗博物館・プロジェクト研究員)

●青柳 青柳と申します。よろしくお願ひします。本日は、若手研究者による報告ということなのですが、私の場合は若手というよりは新米の研究者ということでもあります。その新米の研究員がプロジェクトに携わっている、ということで報告の機会をいただきました。そこでこの報告は、少し遠回りをして、「在外資料が広げる日本研究」という本日のテーマの範囲内で、そのような若干個人的なことについて、あるいはプロジェクトのことについて、まず紹介させていただき、それから本来の私の報告テーマに徐々に入っていく、という形で時間を使わせていただきたいと思います。

私は、今申し上げましたとおり、アカデミックの世界ではなく全く別な仕事に長年携わっており、一昨年の4月に初めて研究員として現在のポストを得ました。そして、ただいま進行の根川先生からお話のありましたヨーロッパ班に携わっております。

プロジェクトは多岐にわたりますが、とりわけシーボルトに照準が当てられております。フィリップ・フランツ・フォン・シーボルトは日本近代医学の父とも言われておりますが、彼は日本に2回、長年滞在しました。そのうちの2回目の滞在中で収集した膨大な資料が、現在、ドイツの博物館に所蔵されております。それらの資料を丹念に調査し、さらにデータベース化し、その成果を巡回企画展やシンポジウムといった形で発信しています。

私がこのプロジェクトに携わった段階では、この有名なシーボルトの息子でありますハインリヒ・フォン・シーボルト、こちらの収集品に調査の重点が移行しておりました。ハインリヒが収集したものの一部、といっても膨大ですが、それらがウィーンの博物館に所蔵されております。これらの調査が進められており、私も1回、その調査に参加させていただきました。その後、コロナ・ウィルスの蔓延もあり現地調査ができない状況になってしまいましたが、プロジェクトとしては、これまでの調査の成果を書籍として刊行し、あるいはデータベースの充実を図りながら進められているところです。

このプロジェクトに携わっている中で私が特に興味深く感じているのは、その当時収集されたものは、当時、欧米の人たちが自分たちの関心あるいは利益のために日本の様々なものを持ち帰ったにもかかわらず、今となってみると、それらがむしろ我々日本人が研究する上で非常に貴重なものになっている、ということです。

例えば、ごくごく日常的なもの、手ぬぐいですとかそういったものは、日常生活の中で使われてしまいますので、なかなか残らない。ところが、海外に持ち出されたがためにそれが今でも海外に残って、それがむしろ貴重な資料になっている。そういったことの関心を抱きながら、私としてはプロジェクトに携わっております。

このことは、私が個人的に進めてきた研究とも似通ったところがあります。私は研究者としては新米、というお話を最初にしました。もともとは、私の出身地である新潟の明治初め頃の対外関係に関心を抱いたことがきっかけでこの道に入りました。

新潟は横浜や神戸と並んで、当時開港として外国貿易に開かれていました。しかし、貿易は活発になりませんでした。そのせいか、大体、明治政府は新潟についてよいことを書き残していません。「新潟の人間は頑迷固陋、因循姑息、だから港も発展しなかったんだ」というようなことが様々に書かれています。

ところが、例えば同じ時期のイギリス外交官が書いたのを見ますと、新潟が意外なほど高く評価されたりもしています。「日本政府がしかるべき措置を取ればこの港は必ず発展する」、イギリスの公使パークスがそのようなことを書き残したりもしています。そうすると、海外の史料を調べると今までと違った観点で開港時の新潟の姿を眺めることができるのではないかと、ということをおもいつき、私はさらに研究を進めていきました。

その中で発見したことのひとつが、新潟は小さい開港場ながらもドイツ商人の独壇場であった、ということでした。開港して初めて来た外国商人はドイツ人でした。ドイツの領事館もありました。ドイツ領事館のことはこれまでほとんど知られていませんでしたが、私が丹念に調べ、様々なことが明らかになりました。領事館の跡地には、今ではこのような立派な記念碑が建てられております（図1）。

さて、そして私としてはこれをさらに発展させて、新潟がこうならば他はどうだったのだろうと、いわゆる相対化を行ってさらに深く知りたいと考え、現在、他の開港開市の状況についても調べているところです。

以上が、本日報告をさせていただくドイツの商人



図1：旧新潟ドイツ領事館記念碑
(2019年4月21日建立、栗原道平撮影)

領事の全体像というテーマに至った経緯であります。現在はまだ歴大な史料を手探りしている最中ではありますが、時間の限りで、以下、中間報告をいたしたいと思います。

まず、「領事」とは何か、「商人領事」とは何か、ということの確認から始めたいと思います。ただ、領事とは何か、ということを経済面から扱えば非常に大きな話になりますので、今回の報告では、伊藤不二男氏が述べている「領事の任務とは、本国及び本国国民の、主として通商、航海及びその他の商業上の利益を保護・監督するほか、接受国、本日の報告では日本ということになります。接受国に居住する本国国民に対して一般生活上の保護を与える」ことであった、という理解をもって話を進めてまいりたいと思います。

そして、商人領事とは何か、ということですが、これは言葉のとおりでありまして、商人、端的には貿易商人ですが、その商人が兼務をした名誉職の領事、つまり国家から俸給を与えられない領事ということになります。

その商人領事の何が問題であったか。日本政府は一般に商人領事を嫌いました。その理由は、江戸幕府の場合には、商人が一国の領事を担うことは、いわゆる士農工商という日本の身分秩序にそぐわない、ということでありました。そして明治政府の場合には、商人領事が領事裁判を行うこと、つまり、法律の知識が疑われる人たちが争い事を適正に裁けるのか、ということをも懸念しました。そうした懸念から、明治政府は、新たに条約締結を希望する国に対しては、商人領事を置かないように求めました。しかしながら、一部の国ではその後もずっと、いわゆる不平等条約の改正、すなわち領事裁判権が日本から廃止されるという時期に至るまで、商人領事が存在し続けました。

さて、その商人領事をめぐる外国側の事情がどうであったのかを、ドイツを材料に見ていこう、ということなのですが、その際、なぜドイツが材料として適当なのか。このことについて、先ほどは私の個人的な動機を申し上げましたが、その他にも明確な理由があります。端的に言えば、ドイツは商人領事の人数が非常に多かった。おそらくどの国よりも多かった、ということになります。しかも、当時日本で認められたすべての場所に商人領事を配置しました。すべての開港開市に領事を派遣したのは、おそらくドイツとイギリスだけです。ところが、この二つの国のやり方は全く逆で、イギリスはすべて職業領事です。政府が俸給を払う領事でした。ドイツのほうは、少なくとも当初はすべて商人が領事を任命するという考え方でした。ところが、そのドイツの商人領事は 20 数年の間に存在しなくなってしまいます。つまり、ドイツを材料にしますと、そうした商人領事の消長の様子をはっきりと追っていくことができるのです。

なお、私、さきほどからずっとドイツと言っていますが、実はこの頃ドイツはまだ統一

の過程にあります。そして日本もまた江戸幕府から明治政府への変遷があったわけですので、この両国の条約や領事にかかる事情は、実は結構錯綜しています。本日は時間の制約もあり細かい説明は省かせていただきますが、お手元の資料の図を参照いただければと思います（本稿末尾の参考図）。

さて、ドイツの商人領事を一覧で示しますと、この表のようになります（表1）。

表1：日本におけるドイツの商人領事（一覧）

領事館	国王/皇帝から任命を受けた者(a)	備考	領事代理を務めた者(b)
函館	ゲルトナー 1865-73(領事)	ゲルトナー商会	ハーバー 1872
横浜	ギルデマイスター 1867-68(領事)	クニフラー商会	
	ライス 1869-71(領事)	シュルツェ・ライス商会	
長崎	クニフラー 1863-67(副領事)	クニフラー商会	リンダウ 1865,67
	リンダウ 1867-71(領事)	リンダウ商会	ハルトマン 1865-66
	ミリツァー 1871-73(領事)	シュミット・ヴェストファル商会	シエトラー 1868-70
	フォン・レーゼン 1874-76(領事)	クニフラー商会	ミリツァー 1870
	イヴェルゼン 1877-89(領事)	イヴェルゼン商会	ヴェストファール 1870-72 イヴェルゼン 1873-74
神戸	エヴァース 1868-71(副領事)	クニフラー商会	イリス 1871-72
大阪	[レッデリー 1870 領事エージェント]	クニフラー商会	フォークト 1875
東京	ベアー 1870-84(領事)	アーレンス商会	アーレンス 1875
新潟	ライスナー 1869-82(領事)	ライスナー商会	ウェーバー 1870 ヘーニクハウス 1879-80,81

※ 職名(領事・副領事・領事エージェント)が途中で変更された者は、上位の職名を表示した。在任期間は職名にかかわらず通算した。離日後引き続き領事タイトルを保持した者は、その期間を含めた。

※ 「領事エージェントKonsularagent」は領事法に規定されている正式な職名であるが、国王/皇帝から任命状は与えられない。

※ 代理者(b)のうち下線を付した者は正式任命者(a)との重複者を示す。

※ 領事は、①「任命状」(国王/皇帝から領事受任者へ)、②「指令書」(本国宰相から領事受任者へ)、③「宣誓書」(領事受任者から本国政府へ)、④「認可状」(接受国から派遣国へ)、の4つの手続きを経て着任することとされていた(北ドイツ連邦領事法)。

左の欄にある国王とはプロイセン国王、それからその後はドイツの皇帝ですが、その国王ないし皇帝から正式に任命を受けた商人領事はこの左側の欄のとおりです。これらの人々は概ね当時の有力なドイツ系商会の経営者ですが、そうした経営者で、かつそれぞれの持ち場となる町に住んでいる、ということが領事となる条件でした。しかし、その彼らが一定期間その持ち場を離れることがあります。その時には代理者を指名することになっていました。その代理というのが右側の欄です。もともと、代理とはいっても領事としての仕事をしていただけたわけですから、この両方の欄の人々をまとめてドイツの商人領事の全体像、とみなすべきであります。まだ関係史料を調査中ですので、暫定的なものとしてお示ししておきます。

名前の一覧だけ見ているだけではイメージが湧いてきませので、この中から何人か拾い上げて

みましょう。

まず、クニフラー。彼が最初の日本におけるドイツの商人領事でした（図2）。

クニフラーは、すでに両国の条約発効時に活動を始め長崎の領事ですが、横浜にも店を持ち、その後はほかの町へも商売を広げました。クニフラーに関するエピソードの一つとして、福沢諭吉が初めて横浜に行った時にクニフラーの店に行って彼と様々な歓談をしたらしい、という話をご存じの方がいらっしゃるかもしれません。その横浜訪問で福沢は、今まで勉強していたオランダ語では駄目で、英語を学ばなければいけないと悟った、というエピソードです。クニフラーが経営した会社からは、彼以外にも多くの領事が輩出されています。当時の典型的な有力商会であった、ということが窺えます。

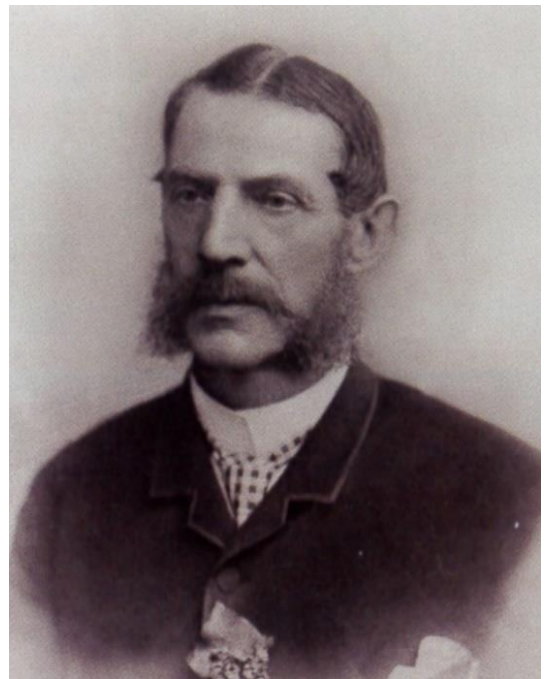


図2：長崎副領事ルイス・クニフラー
（株式会社イリス蔵）

それから、ゲルトナー。ゲルトナーの名前をご存じの方がいらっしゃれば、おそらくは、戊辰戦争の時に蝦夷地に広大な借地をしたゲルトナーのこと、そしてそのゲルトナーの借地を明治政府が急いで取り返した、ということではないでしょうか。このゲルトナーは兄になりますが、領事のほうの弟のゲルトナーも当然何らかに関与していたことでしょう。そのゲルトナーは、かなり早い時期から箱館に居留しました。日本で商業活動に携わり領事を務めた、典型的な商人領事です。

さらには、東京のベアー。ベアーは東京が交易に開かれて間もなく、アーレンスという人と会社を営みました。二人は東京という土地柄、日本政府からの契約をたくさん請け負いながら会社を発展させた。宮島久雄氏のそうした研究もあります。

そして、私が前から注目をしている新潟のライスナー。彼もまた、新潟が開かれた年から13年間、ずっと会社経営を行い、そして領事を務めていました。

それでは、こうした商人領事たちは、領事を務めることで自分の本来の仕事である貿易商社にどのような利益があったのでしょうか。このことにつきましては、カティヤ・シュミットポット氏のご著書の中で何点かをまとめておられます。まず、領事を務めることで信用力が高まる。ドイツ側に対しても、日本側に対しても、です。これは素直に理解できるかと思います。それか

ら、情報が集まる。領事や領事館には、商売上の競争相手の情報さえも集まります。それから、領事裁判を行う権利を持っている。係争案件を裁くという権限がある。例えばそういったことが挙げられております。

次に、ドイツの商人領事を時系列で並べ替えますと、この表のようになります（表2）。

表2：日本におけるドイツの商人領事（変遷）

領事館	プロイセンとの条約時 (1863-1869)	北ドイツ連邦との条約時 (1869-1871)	ドイツ帝国成立時の プラント提案 (1871)
	(総)領事(・代理公使)プラント	代理公使・総領事 プラント	弁理公使・総領事 プラント
函館	ゲルトナー 1865-	ゲルトナー※	当面は保留 →【空席】
横浜	ギルデマイスター 1867-68	ライス※ 1869-71	1871 職業領事を任命
長崎	クニフラー 1863-67 リンダウ 1867-	リンダウ※	ミリツァー
神戸	[エヴァース 1868- 領事エージェント]	エヴァース 1869- 領事	エヴァース -1871
大阪	—	[レッデリン 1870- 領事エージェント]	
東京	—	[ベアー 1870- 領事エージェント]	ベアー 1871- 領事
新潟	—	ライスナー 1869-	ライスナー

※ 1871年5月、本国からドイツ帝国としての領事配置について提案を求められた際、プラントは横浜以外には引き続き商人領事を配するよう求めた。また、函館ゲルトナー、横浜ライス、長崎リンダウの3者(※)はすでに離日または離日見込みであったため、後任の検討が必要であった。

少し説明しますと、プロイセンとの条約が1863年に発効した時に、外交代表権を持つ領事としてプラントが横浜に派遣されました。そして先ほど述べたクニフラーが長崎領事となりました。また、他の商人領事に任命され、北ドイツ連邦と日本との条約が結ばれた時、これは日本の明治維新の頃とほぼ重なりますが、その時には商人領事がずらりと任命されております。新しく開かれた港・市を含めて任命されました。

やがてドイツ帝国が成立しますが、基本的な方針は変わりません。本国政府は、この時プラントに対して、「どういう領事布陣が望ましいか、貴官から提案せよ」と指示を行います。そこで、プラントは「横浜だけは、業務が非常に忙しいので専門領事を充てたい、他はすべて商人領事でよい」と伝えます。「函館はゲルトナーが不在となって、代わりの適当なドイツ商人がいないのだけれども、少し検討させてほしい」と言います。あくまでも商人を領事に充てるのが前提であった、ということがここでわかります。

今度は領事の具体的な業務を見ていきたいと思いません。ドイツの領事には、日本に限らず全世界的にこのような「ドイツ領事制度ハンドブック」が渡されました（図3）。「このハンドブックに基づいて職務をせよ」ということであります。この業務上の手引書の中の具体的な業務に関する箇所を紐解いてみますと、例えば、居留民の登録簿を作って管理しなさい、戸籍事務や公証事務、それから裁判をやりなさい、などといったことが書かれています。しかし、とりわけ船のこと、「船が来たら通常こう扱いなさい。非常時はこう扱いなさい」といったことが詳しく書いてあります。分量としては、具体業務に関する箇所の半分弱ぐらいは来港船舶の取扱い関係です。領事にとっては、自分の持ち場に来る船をうまくさばくことが大事であった、ということがわかります。

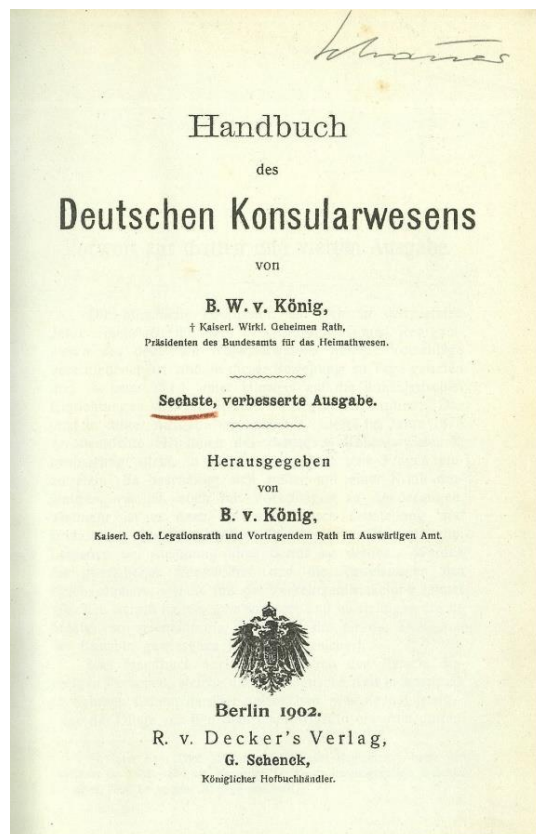


図3：『ドイツ領事制度ハンドブック
1902年版』

それから、ハンドブックでは、これとは別に各領事に対して「年次報告を本国政府へ提出するように」と要請されています。年次報告には領事館業務に関するものと通商・海運に関するものの2種類があります。私が特に注目しているのは、そのうちの領事館業務のほうです。これを商人領事はどう書いているのか、いうことに強い関心を抱いていたのですが、ところがこれがなかなか史料の中に見つかりません。新潟のライスナーが毎年丁寧に報告していたことはすでに確認しているのですが、それ以外の商人領事のものは見つからない。そもそも書いてなかったのかもしれませんが。どうも、商人領事は年次報告の提出は結構ルーズだったようです。通商・海運に関する報告書があっても、領事館業務に関するものはほとんど書いていないようです。

そのようなことで、取りあえず専門領事の年次報告書を少し紐解いてみたいのですが、例えば1873年の神戸領事フォッケの報告。大変長い報告なのですが、ごく短くまとめると、要するに、最も時間を要した業務は居留民と日本官庁（県庁や税関その他）との様々な仲介業務だった、ということです。報告には、様々な取扱い件数なども挙げられていますが、フォッケの報告書からは、「件数だけで判断しないでほしい、自分が何とか穏便に済ませたのもあるのだから」と、そのようなニュアンスを感じ取ることができます。

これは新潟のライスナーにも通じるところであります。税関が開庁時間を短くしようとしたの

だけれども、自分が働き掛けて何とかこれを阻止したとか、あるいは商業上の揉め事であれば、自分が裁判を行うよりもドイツ人が日本人を訴える、それを日本側が適正に取り扱うということ、日本の官庁に協力して円滑に処理させた、といったことが書いてあります。ほかの商人領事も同じようなことをしていたのかなど、と想像するところです。

さて、ドイツが商人領事をどのように運用したかということを改めて考えてみますと、次の 2 つの点が指摘できます。一つは、正式な商人領事は各地に一人だけしか任命しませんでした。そして、任命する時には当然人物審査がありますし、また様々な観点が考慮されます。ところが、辞める時は、法律上、政府は商人領事を辞めさせてもよい、ということになっているのですが、やはり名誉職でありますので、無理に辞めてもらうようなことはしません。本人が自ら申し出ない限り、そう簡単に辞めさせない。ところが、本人がタイトルを持ったまま日本を離れてしまうことが時々あります。その場合には代理を指定しなければいけないわけです。その際には、ここで例を挙げる時間はありませんが、往々にしてトラブルになった、ということが史料からわかります。

ドイツによる商人領事の運用のもう一つの特徴は、領事業務を他国へ委任することを極力避けた、ということです。自国民を領事に任命する、というのは当たり前のようにすけれども、実はそうでもありません。例えばフランスは、概ね横浜以外はイギリスの領事に委任をしています。フランス船が来たら、イギリスの領事が面倒を見るわけです。さらに小さい国であればなおさらです。けれども、ドイツの場合は、船舶も居留民も自国の人間が面倒を見る、このことにかかなりこだわりました。これは特徴的と言えるのではないかと思います。例外の時期はありましたが、それはやむを得ない場合で、かつ短期間でそうした他国への委任は終わりました。

さて、そのような商人領事ではありますが、職業外交官からは結構早い段階から結構否定的な見方をされていました。そうしたことも史料からは読み取ることができます。ドイツ帝国ができて間もなくの時期、ブランドは「東アジアでは一貫して職業領事を置くことが望ましい」とベルリンへ伝えています。理由としては、商人領事の場合は、自分の仕事に影響が出ことを懸念して税関など相手国当局に対して自国の立場を強く主張できないことがあること。それから、要するに多忙である、月に 2 隻とか 3 隻しか船が来なかった頃はよかったけれども、今は船も頻繁に来る。そのため領事の業務と本来の自分の仕事との両立が非常に難しくなっている。そのようなことを挙げています。

ブランドを引き継いだ職業外交官ホルレーベンの場合には、領事裁判のことをとりあげています。商人領事には裁判を行わせるべきではない。これだけはまずい、と伝えています。さらに

は、商人領事の仲間であるはずの居留商人らからも「専門の領事を派遣してもらいたい」といった要望が出てきます。神戸と長崎がそうでした。1872年、神戸からは、「居留地内でのドイツの地位は非常に高いのだから、ほかの主要国と同じように領事専門の者を派遣してもらいたい」と要望が出され、これは認められました。しかし長崎からの要望は、この時は認められませんでした。

このような出来事を経ながら、結局、商人領事の数は徐々に減っていきます。横浜、神戸には専門の領事が配置され、函館領事館は結局 1876 年に廃止されました。新潟、東京も、各々長年にわたって居留した商人領事が辞意を表明したのに合わせて領事館が廃止されました。やがて、先ほどのホルレーベンの提案に沿って、東日本は横浜、西日本は神戸、と各々、専門の領事が裁判を行うことになっていきました。

そして、最後に残ったのが長崎であります。途中にかなりの変遷がありましたが、1877 年にはイヴェルゼンという商人が領事に任命されました。しかしそのイヴェルゼンから年次報告書がなかなか出てこない。それで公使館や本国政府がしばしば督促するのですが、それでも出てこない。やむなく 1888 年、公使館は長崎に職業領事を配置するようよう本国へ要望し、これが認められています。そしてようやく、ではイヴェルゼンさん、お引き取りください、ということになりました。この時点が、どうやらドイツの商人領事のひと区切りとなりました。その後もごく短期間、商人が職業領事を代理することはあったようですが、実質的には商人領事の伝統は終焉となりました。

以上、雑駁ではありましたが、ドイツの商人領事について報告しました。

最後に、私が本日行った報告のもととなっている史料に関して少し触れたいと思います（図4）。

『歴博』第 209 号の特集記事でも紹介されているところではありますが、現在、海外に所在する日本関係史料を網羅的に収集し、これを目録化して、日本国内で容易に研究に活用できるようにしよう、という取組が進められております。本日は、そうした史料を先行的に利用し、現在まで明らかにできたことを報告させていただきました。ご関心のある方は、この『歴博』第 209 号を参考にしていた

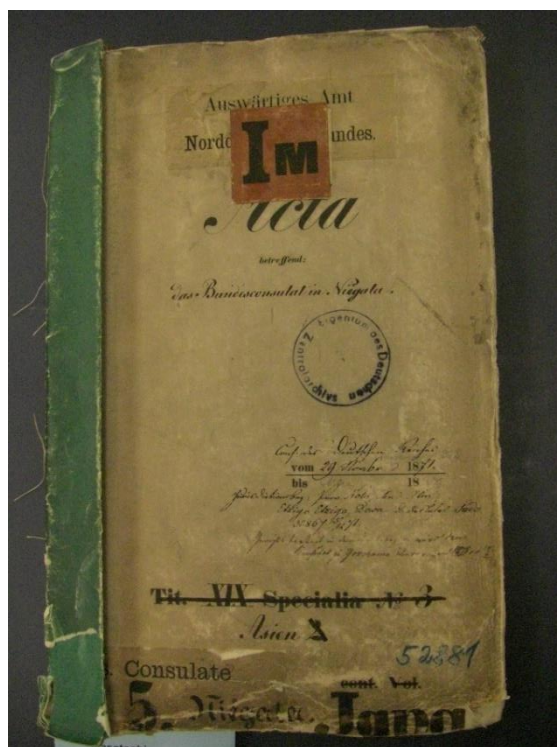
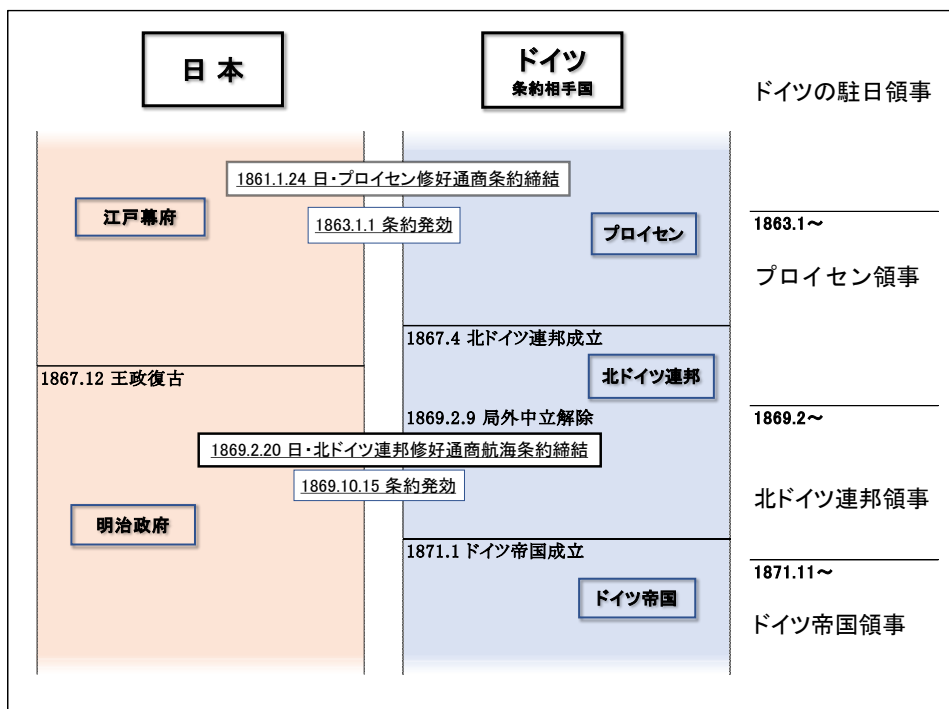


図4：ドイツ外務省政治文書館に所在する対日関係文書（RZ 613/252881）

だければと思います。

「在外資料がひろげる日本研究」としてこのようなものもあるのだ、という一つの取組を私から紹介させていただきました。ありがとうございました。

参考図：日本、ドイツの政治変革と両国条約との関係



- ・ 1861年1月、江戸幕府とプロイセンとの間で修好通商条約が締結された。当時ドイツは30以上の国（邦）・自由市に分かれており、プロイセンはその中の最も有力な国であった。同条約は1863年1月に発効された。
- ・ 1867年4月、プロイセンを中心とする国家連合である北ドイツ連邦が成立した。
- ・ その後、日本では明治新政府が成立し、1869年2月、北ドイツ連邦とのあいだで修好通商航海条約が締結された。（条約発効は同年10月とされていたが、実際にはそれ以前から公使代理・領事が任命されている。）
- ・ 北ドイツ連邦との上記条約は、1871年1月のドイツ統一後のドイツ帝国に含まれる南部4国を締結当事者としてすでに含むものであった。そのため、ドイツ帝国成立にあたって新たに条約が締結されることはなかった。
- ・ ドイツ帝国としての領事は、同年11月以降任命された。

●根川 青柳さん、どうもご発表ありがとうございました。

幕末、明治維新の中で、一種の未開拓領域とも言える名誉領事（商人領事）を、同じく近代化を進めていたドイツを事例にしてご発表をいただきました。それから、ご自身の出身地である、幕末の開港場のひとつである新潟にゆかりのある商人領事ですね。クニフラー、あるいはゲルトナー、ライスナーというような、幕末、明治維新の中でも資料に出てくるような身近な例を中心にご紹介いただきました。

このヨーロッパ班の事業といたしましては、シーボルト親子によってヨーロッパに持ち出された膨大な資料群を取り扱ってこられたわけですが、今日ご紹介いただいたドイツ領事制度のハンドブックなど、非常に具体的な業務内容についてご紹介いただきまして、その点でも興味深いご発表の内容だったかと思います。改めまして青柳さん、どうもありがとうございました。それから、第1部でご発表いただきました4人の若手研究者の方々もどうもありがとうございました。改めて感謝を申し上げます。

これから、今15時50分になりますが、予定から少し遅れている形になりますが、これから休憩に入らせていただきまして、予定どおり16時に第2部のほうに入らせていただきたいと思います。対面参加の皆さん、それからコメンテーターの皆さんには3分前、15時57分ぐらいにはご着席、エントリー、再エントリーいただきたいと思います。

それから、今Q&Aを見ましたところ、まだどなたも一般参加者の方々からご質問をいただけていないようで、ちょっとQ&Aでの質問の仕方が難しいという方はチャットでご質問ください。よろしくお願いいたします。

●第 2 部●

在外各プロジェクト代表者の先生方によるコメント

若手研究者による討論

●根川 対面参加の皆さん、ご着席いただいたかと思ひます。16時が参りましたので、第2部の在外各プロジェクト代表者の先生方によるコメントの部に入らせていただきたいと思います。

まず、第1部で最初にご発表いただきました春藤献一さんの発表内容について京都精華大学、稲賀繁美先生、もともと研究成果活用班の代表者の方ですけれども、コメント、それから質問、お願いを申し上げます。稲賀先生、よろしいでしょうか。

●稲賀 まず最初に、今日、根川さんと、それから副所長の瀧井先生と、誠にお世話になります。私、この在外のプロジェクトの責任者を仰せつかっておりましたけれども、最終年を待たずして離任いたしましたので、あといろいろとご迷惑をおかけしています。ありがとうございます。

それで、春藤さんのご発表ですが、実は私、春藤さんの博士論文の指導員だったので、この役回りには、いささか支障があるのですが、簡単に申し上げます。

第1点として、「犬の虐待」ということについて日本社会が、イギリス側から、一種の「攻撃」にさらされた。しかし、それへの対応のおかげで動物保護管理法ができたという話ですけれども、1973年、覚えていらっしゃる方もおありでしょうが、あの頃を境に、犬猫の周りの環境が大きく変わったということは、よくお分かりだと思います。それから60年代というと、実際に私などは覚えていますが、野犬がまだたくさんいたのですね。日本の場合でも都市の周辺部には野犬の集団がいた。この間亡くなった白土三平さんの『カムイ伝』などを見ると、突然話が本筋から脱線して野犬の群れの話が延々と展開されたりして、実際にはそれがストーリーの巧みな伏線になっていたりしますが、その辺には実際、当時の実感があつたのだということもよく分かります。

その中で今日、この会合は「在外資料」の扱いに関する研究会なので、そうした資料の扱いの面白さに関わる点ですが、要点から述べるなら、占領期を脱した日本、戦後の、ないしは敗戦後の日本にあつて、外国からのマスコミの情報がどのように使われたか、あるいは日本がどのように外に報道されていたか、といったことについて、極めて面白い事例をなしていると思ひます。

国会において法律を成立させるに当たつて、言つてみれば外圧がうまく利用されたという形の話春藤さんはなさいましたけれども、今日も一次資料で出していただいた陳情書類、資料などを見ますと、これは、あくまでも内向きの説得のために、議会对応の資料として使われたもので、それゆえか、出典がきちんとは書いてない。となると、在外の元の資料を探すことは、いまからの課題であり、そこにはまだ若干の困難があるなということが、まず1つ分かりました。

それから、立法の中心人物となつた人に加藤シヅエさんがいらっしゃいましたけれども、つま

りこういう立法過程において女性議員の役割が大変大切だったことも判明する。実は、日本における動物愛護運動を敗戦下、占領下で進めたのも、その中核は、占領軍関係の高官のご夫人たち、ガスコイン夫人などが有名ですけれども、そういう人たちのいわば女性連盟みたいなものがあったということも、これはジェンダースタディーズの上でも、重要な論点になると思います。

実際、加藤シヅエさんなんかは最初に国会に入ったときの国会における女性議員の比率というのは、実は現代の日本の国会における女性議員の比率と、ほとんど大差ない。つまり、最初の女性議員であった彼女たちの世代は、大変高い女性進出率を発揮しており、また動物愛護などが、彼女らに「ふさわしい仕事」と認識されていた、ということになります。

それから、動物愛護に関しましては、例えば鈴木大拙さんなんかも、実は仏教哲学の立場から極めて近いことを言っていますけれども、その夫人であったベアトリスという人は、やはり動物愛護に大変熱心であった。そうした鎌倉文化人、ここにはもう 1 人、ブリンクリーという人も関わりますけれども、この人は仏教徒でジャーナリストでもある人で、そうした人脈も見えてくるというのが、2つ目の大きな要素だと思います。

愛知揆一外相が出てきましたけれども、これは田中角栄さんの懐刀だった。早く亡くなりましたけれども、大変な大秀才だったということがよく知られています。この人が東北出身だということも、なかなか無意味ではない。つまり、国際機関で活躍をする日本人って、新渡戸稲造にせよ、後藤新平にせよ、東北出身者が極めて多いということもございます。

それから 3 点目として、なぜ「日本で犬の虐待」がなされている、というか、なぜそうした噂が立ったのか。実はこれ、100年以上前の開国期から前例となる事例はたくさんございます。こうした風評が、欧米では何度となく繰り返され、しかも、それを何とか糺さなければいけない、さらに、文句を言えば直してくれるのではないかという期待までもが、日本という国を標的というか、舞台にして、成立した。

どうしてそうなったのかというと、例えばインドとかイスラム圏において犬の虐待をやめさせようとしても、これらの多くは当時イギリス連邦に属していた植民地ですけれども、そこでは、犬の虐待の撤廃要求など、まず文化的にはほぼ不可能だった。となると、結局、犬の虐待を何とかしろといった世論を英国から外に向かって発信する、その場合のターゲットとしては、日本というのは極めて有効な国であった、ということも見えてくると思います。

以上をまとめると、これが最後の論点になりますけれども、つまり在外の資料をいろいろと突き合わせると、内外や地域ごとに、様々な情報のギャップが出てきますけれども、これは今に至る捕鯨の問題などにも結びついてくる、というのが第 1 点です。

それからもう一つは、最近ですけれども、動物倫理という話題が大変はやっていて、これはかつて日文研にいた森岡正博さんが、2021年10月9日の「日経新聞」にかなり大きな、「今を読み解く」という記事を書いていらっしゃいますけれども、春藤さんのご研究・ご報告は、そうした現代の問題にも結びつくということが言えると思います。

もう時間が来ましたので、ほかの3名の方についても本当は一言ずつ言いたいことがあったのですけれども、ここまでにいたします。質問ではなくて、コメントに終始してしまいました。申し訳ありません。一応ここまでにします。

●根川 稲賀先生、どうも5分でまとめていただきましてありがとうございます。機関銃のように多くのコメント、質問が来て、春藤さんは困っていらっしゃるのではないかと思いますけれども、後ほどまとめてご回答をいただきたいと思います。

続きまして、国立国語研究所の朝日先生のほうから、井上さんのご発表についてコメントをいただきたいと思います。朝日先生、よろしいでしょうか。

●朝日 大丈夫です。

●根川 お願いいたします。

●朝日 国立国語研究所の朝日と申します。

井上さんの担当されたところは、先ほど根川さんから話題になったとおりで、北米における日本関連資料の調査研究の流れによって依頼をさせていただいて報告をしていただいたという経緯があります。なぜ比嘉太郎なのかということは、井上さんご自身が一番大きなリサーチクエスチョンとしてお考えになってくださったと思いますし、頼んだ方としても、彼をどのようなコンテキストで理解するのかということが、研究活動の中で話題になりました。

国立歴史民俗博物館で2019年に開催したハワイの展示において比嘉太郎のコーナーをつくったのですが、そのときに「展示コーナーをつくったのはいいんだけど、位置づけが難しい」という話をしたのですね。ちょうどそのときに話題になったのが、まさに井上さんのご関心のところの沖縄・日本・アメリカという関係性というところでの位置づけで、評価がなかなか大変であろうということで、それを学術的に何か調べてもらって評価をしてもらおうかということが、そもそもの出発点だったと思います。

また他方で、比嘉太郎の家族とこのプロジェクトを通じて知り合うことができました。井上さんが実際にオーラルの資料を集められた Alvin Higa も含めて、3人のお子さんと面識を持つことができ、特にハワイ日本文化センターにあるのですが、この荒了寛のインタビュー資料が公開できたのも、そのお子さんたちとの出会いがあったからです。そういう意味で、これまでの活動で収集した資料が公開されつつ、問題意識に取り組むことができたのかなということは、評価側としてうれしく思っております。

コメントとしては、私は歴史学の専門家ではないので、何か的外れた次元の違うことを言うかもしれないのですが、特に比嘉太郎のご家族の方とのお付き合い、または沖縄県の公文書館等で私なりに資料を見させてもらった情報をもとに、コメントを添えた上で質問を3つ申し上げます。

資料、特にレジユメの方で申し訳ないのですが、比嘉の生い立ちにあったところでは、ほとんど私が調べている以上のことを書かれているところもあるのですが、比嘉太郎自身が日本で、特に9歳の頃から出稼ぎに出て、ハワイに戻るのだけれども、何か電気学に傾倒とあるのですが、たしかハワイで発電機かなんかを作って、それが早稲田の先生の目にとまったみたいな話があったことを覚えています。ただ、これはご発表とは全く別の内容なので、瑣末な点かもしれません。

多分コメントとして付け加えた方がいいかなと思ったのは、巡講のときに講演内容がよく分からないということがレジユメの4ページ、また比嘉が執筆者書籍で言及しないとあるのですが、沖縄県公文書館にある比嘉太郎文書には実際の講演で使ったカードがあります。それを見るとおよその話の流れが追えるような形で資料が残っています。そのカードには、先ほど話題にもなった第100歩兵大隊からイタリア戦線、いわゆる彼自身が兵士としてどういう歩みをしたかみたいなことを順番、時間の流れによって書かれています。

そして、沖縄戦に関しては、彼自身が沖縄に入っていくのだけれども、実際に彼の母村にも行くわけで、そこで小学校の恩師にも再会をしますし、結構村民との交流があるわけです。いわゆる沖縄戦でイメージするような悲惨な光景というよりは、ほとんどの集落の人がハワイ移民たちであったということもあったので、かなり印象が違う。その中で、ただ他方でガマで救済をしつつ沖縄救済という発想を得たという流れだと思うのですね。

その中で、要は比嘉が沖縄救援ということにどこまで貢献したのか。その救援の基礎を築いたのはそうかもしれないのですが、この辺りの具体的な救援が実施されるまでの過程で比嘉がどういう位置づけだったかというのが、何かよく分かっているような分かっていないような、

さまざまな考え方があるということ、当時展示を以前やったときに思い知ることになった部分でもあるので、一応調べてみる価値があるかなと思います。

ちょっと時間が超過してしまったので、質問を1つだけ申し上げますけれども、いろんな形で彼は発信してきたと思うのですけれども、ただ、あまり比嘉自身はしゃべらないのですよね。何か「沈黙が金」みたいなどころがある。ただ、他方で大田昌秀などは太郎の書類、文書を集めることに注力していて、彼の権限で沖縄県公文書館に文書まで作ってしまう。こういった様々な見方、思想というのが、彼自身の存在を評価するのに関わっているようにも思うのですが、何かその辺りについての井上さんの考えを、今思いついた範囲でもいいので、後で教えていただければと思います。

すみません、時間が超過しましたが、私からのコメントは以上です。ありがとうございました。

●根川 朝日先生、どうもありがとうございました。

続きまして、国文学研究資料館の太田先生のほうに、湯上良さんのご発表についてコメント、ご質問をいただきたいと思います。太田先生、よろしく願いいたします。

●太田 国文学研究資料館の太田尚宏と申します。昨年度までマレガ・プロジェクトは大友一雄先生が担当されておりましたけれども、定年になられまして、最後の1年なのですが、私が今代表を務めさせていただいております。

湯上さんの報告、お疲れさまでした。マレガのコレクションですね。1万5,000点弱あります。その袋に入っている状態から1点ずつ整理をして、現在、データベースまでこぎ着けることができました。それに加えて、実はサレジオ大学にも、マレガさんを出所とする資料とか典籍類、蔵書類が収められている。関連調査ということで調査を始めて、湯上さんを中心にしてイタリア語のものですね。マレガさんの草稿だとか原稿の類い、そういったものをこれまた一から整理し直すというようなことでお願いをしたわけでありませう。

その中で、やはり大きかったのは、マレガさんの書簡の下書きと申しますか、そういったものが発見された。しかも1952年から53年という、マレガさんが収集したキリシタンに関する古文書がバチカンに送られる直前、あるいは送られた後もあるのかな、その前後の書簡がある程度見つかっている。その中の2点を今回ご紹介いただきました。

やはり最大の問題は、マレガさんが知恵を出して、なぜ大分市長の名前でモンティニーニさんと

ピオンディさんに宛てるということをしたのか、そういうことですね。そのときにバチカンの教皇に何を期待したのか。私の想像でいくと、大分市長が期待したものとモンティーニさん、恐らく教皇のところまで行くかどうか分からないと思うのですね。モンティーニさんのところには行っている可能性は高いと思うのですが、モンティーニさん辺りが受け止めた教皇の助力というのですか、そういったものというのがずれているのだらうと。

何が言いたいかという、1952年に大分市長が、「博物館を建てたいので財政的な援助をしてほしい。ついては、いろんなグッズを作って販売する。そういったものに関して許可してほしい」というようなニュアンスの文書を作ったのですけれども、それに対してモンティーニさん辺りの解釈が違って、結局、逆に日本に置いておいては危ないのではないかというような感じになっていって、バチカンへの寄贈みたいな、そんな動きになっていくようなイメージも持っています。それに関わるような資料が出てきているのかどうかですね。

あと、すみません、もう1点だけ。なぜ1953年にバチカンに送ったのかといったところを、今、逆に言えば日本国内あるいは世界的な資料保存をめぐる背景というところから攻めようと、新しくそういう視点から攻めていこうというようになさっていると思いますので、そのところをしっかりと詰めていただくと今後研究が深まっていくのではないかと思います。

私のほうのコメントは以上になります。

●根川 太田先生、どうもありがとうございました。

続きまして、青柳さんのご発表に対して国立歴史民俗博物館の日高薫先生の方からコメントをいただく予定になっていたのですが、日高先生のお父様が緊急入院されたということで、それでやむなく中座されるということで、日高先生のほうからは青柳さんのご発表に対してコメントを文書でいただいておりますので、そちらのほうを司会のほうから代読をさせていただこうと思います。

僭越ながら代読させていただきます。

青柳氏の研究のように、日本史研究に在外の文献資料を活用する研究手法は、近年急速に注目されるようになってきたと感じています。特に外交史を明らかにするためには、国内に残る日本人による記録類は当然のことながら日本側の視点で書かれたものであり、相手国や周辺国による記録とすり合わせ比較検討しなければ本当の実態は把握できません。

しかし、例えば歴博、国立歴史民俗博物館に勤務しているような日本史の研究者は、日本語の古文書を解読することは得意でも、外国語で書かれた古文書を自在に読みこなせる人材は極めて

まれです。また、ドイツにある日本関係資料の活用は、イギリスやアメリカなどと比較しても遅れていた事情がありました。

このような状況から、青柳氏がこれまで進めてきたドイツやイギリス側の文献を用いた外交史的な研究は、当たり前でありながら、未開拓の分野であったと言ってよいと思われれます。

私自身は美術史を専門としておりますが、物資料の場合は現地に見に行けばそれでよい部分があるため、在外美術品の調査プロジェクトなどは比較的早くから様々な機関によって進められてきました。それに比べて、在外の文献資料の調査研究はまだまだこれからと言えるでしょう。

歴博が12年前から推進しているヨーロッパ所在の、19世紀に形成された日本コレクションの調査研究事業においては、シーボルト父子が収集して持ち帰った民俗学的資料を主な調査対象としてきましたが、その方法論的特徴の1つが物資料と文献資料との接合という点にあります。在外の物資料の調査を進めると同時に、現地にある多様な言語による日本関係の文献資料を目録化し、日本研究の素材として活用していくことを目的としています。

歴博がミュンヘンにあるシーボルトの二度目の来日時のコレクションを悉皆調査に着手した時点では、実は私自身も、在外に眠っている日本の物資料を発掘して現地の研究者にその位置づけや意義を正確に伝え、その後の日本文化研究に役立てたいということが関心の中心でした。

しかし、歴博のプロジェクトにおいては、物資料の調査と並行して、シーボルトの子孫の家であるドイツのブランデンシュタイン城に所蔵される膨大な古文書類の調査を進めています。その過程で文献に書かれていることと伝世する実物の物資料とを対照していくことにより、次第に在外資料ならではの研究のあり方に気づかされることになりました。

在外資料には国内には残りにくい性格の資料も残っていると、貴重な資料が様々な事情により流出したということも、もちろん興味深いことではあります。しかし、それ以上に、在外資料は日本を離れた瞬間、国内環境から切り離され、異なる背景を持つ海外において新たな役割を与えられていったという側面を持ちます。

歴博のプロジェクトでは物資料と現地の文献資料とを接合させることにより、従来の研究では注目されてこなかった視点、すなわち帰国後のシーボルトが自身のコレクションを基に構築した日本展示の実態や、そのような営みを通じて伝えようとした日本像を復元的に検討し、その成果を、ちょうどシーボルトが行ったのと同様に展覧会というメディアを通じて発信するという方法をとりました。今後も同様の取組を継続していく予定です。

青柳氏の研究は、歴博による在外資料調査に対するアプローチの方法と関連することを改めて説明させていただいた資料です。

という内容のテキストをいただきました。青柳さん、後ほどお答えのほうをよろしく願いいたします。

では、コメンテーターの先生方よるコメントの部を一旦これで終了いたしまして、続いて若手研究者の報告者の皆さんに、討論の部という形で、それぞれコメントにお答えしていただくような形で討論を展開していただきたいと思います。

ご発表の順で、春藤さんの方から応答いただいてよろしいでしょうか。では春藤さん、よろしく願いいたします。

●春藤 稲賀先生、コメントありがとうございます。非常に多岐にわたるコメントをいただきました。全部を拾えるほどの力量はありませんので、拾えるところを拾っていきたいと思います。

今日ご紹介した国会への陳情に使われた資料、海外の記事のまとめですが、あれは本当に内向きのもの、国会議員に見せるための資料で、記事の出典について、何年何月までしか記事が出た日を書いていない。日付が分からないので、なかなか、本当にあったのかということも含めて資料を探すことができていないという状況があります。

それから、その資料は 1971 年に刊行された動物虐待事例集ですが、動物虐待事例については 1970 年のものが掲載されていました。一方で、この海外の記事の一覧、日本の動物の取扱いを批判する記事については 68 年と 69 年のもののみ、70 年のものは掲載されていませんでした。これがなぜかというのは資料には書かれていませんが、恐らく騒動が鎮静化して、この資料を作った団体も 70 年の記事を探すことができていなかったのではないかと、という推測をしています。

そしてもう一つ、女性議員が非常に活躍したということですが、加藤シヅエ、当時日本動物愛護協会の理事長で参議院議員ですが、国会に陳情に行ったりすると、「ああ、女性議員にお似合いの仕事だね」というふうに言われたというような感想を述べた資料を読んだことがあります。

また、敗戦後の日本において、日本動物愛護協会が 1948 年に英米日共同組織としてできたわけですが、そこに当時の占領軍の高官夫人、英国からだど当時の大使に当たる職の方の夫人が代表になって、リーダーシップを発揮して事業を展開するというをやっておりました。

それから、英国などの海外で、日本人が犬を虐待するという言説がもう定着していたというのは本当にそのとおりだと思います。今日紹介した資料では、動物愛護関連団体はたくさんの外国の記事の事例を紹介することで、いわば、「The People」の記事というのは一度だけではなくて、また何度も起こり得るのだ、定着した言説なのだ、それを変えるためには動物保護法が必要なのだ

だというような意図が、あの資料にはあったと考えています。

それから、Q&Aでも質問をいただきました。ありがとうございます。動物保護管理法制定後のイギリスでの動物愛護に関する日本への評価や影響なのですが、先行研究では言及されていませんし、私もまだコロナ禍でちゃんと調べられていないのですが、ほとんど関連する資料が出ていない状況です。法律ができた後に「The New York Times」にちょっと記事が出たとかそれくらいで、それも日本で動物が保護されているということをいわば肯定的に伝えるような記事でした。

その後、現在の動物保護管理法の状態、今は動物愛護管理法ですが、今後の動きがあれば教えてくださいということなのですが、近年は動物愛護から動物福祉へという流れが顕著です。動物愛護という、これは英語にはなりにくいと言われているのですが、そういった感情的な要素の大きなものよりも、世界中で推進されていて、科学的に動物を見る動物福祉を取り入れて動物愛護を推進しようという、いわば動物愛護の中に動物福祉を取り込む形で、議論が進んでいます。

特に今年は、ペットショップなどの動物取扱業に数値規制が導入されました。犬や猫をケージで飼うときにはこれくらいの広さ、これくらいのスタッフが要るよねという数値基準を出したのですが、そこには動物福祉の研究者が科学的な知見でその基準を決めるのに参画しているという状況があります。

あと、「研究のきっかけについて聞きたいです」ということなのですが、最初のきっかけは20歳の頃に猫を拾ったという経験から来ているのですが、この動物保護管理法を研究するきっかけになったのは、動物保護法としての評価が必要以上に低いことに疑問を持っていたということがあります。

動物保護法としての評価が低いというのは、動物虐待の罪の適用件数がとても少なく、ザル法と呼ばれたりだとか、あとは犬・猫が大量に殺処分される状況をつくったということで、全くの悪法であったかのような言われ方もされていました。ただし、当時も動物愛護団体は非常に熱心に活動していましたし、捨てることを禁止して、そのかわりに行政が引き取るようにすることで、横行していた遺棄をさせないようにする、捨てさせないようにするというような目的があったわけですね。そういったところがきちんと評価されていないということに疑問を感じて、こういう研究をしています。

●根川 春藤さん、どうもありがとうございます。

本来でしたらQ&Aのほうでも質問が来ておりまして、それを後ほど春藤さんにお伺いしよう

と思ったのですが、まとめてご回答いただきましてどうもありがとうございます。

続いて、井上さんのほうから朝日先生のコメント、ご質問に対してご回答をいただきたいと思っています。よろしいでしょうか。

●井上 朝日先生、ご感想とご質問をいただき、ありがとうございます。私の研究の背景について補足的にご説明いただきましたので、皆様に報告趣旨をより明確にご理解いただけたのではないのでしょうか。ありがとうございます。

緊急事態宣言や私の日程上の都合もありまして、とうとう沖縄に調査に行くことができなかったのですが、「巡講」内容を記すカードが沖縄の県の公文書館にあるということをおま教えていただきましたので、調査の際にはぜひ確認したいと思います。

「巡講」に関連して付言しますと、やはり沖縄の研究をする者としては、比嘉が沖縄占領に対してどういう立場を取ったかはとても気になることです。しかし、比嘉は自叙伝でこの問題に関しては態度を示していません。「巡講」についてもあまり多くを語っていないので、両者の関係性については今後も検討する必要があります。日系二世が戦場で課された任務以上のはたらきをして国家に奉仕したことを、二世兵勧誘の際に訴えている比嘉の活動については、UCLA文書に含まれている当時の新聞報道から確認することができました。ですので、彼の「巡講」に対する態度は、調査を進めるなかで見えてきました。

しかし、沖縄占領に関しては、まだよく分かっていません。アルヴィン・ヒガさんにインタビューをさせていただきましたが、アルヴィンさんも父からそのような話を聞くことはなかったと証言されています。

比嘉太郎さんは生前、元沖縄県知事・大田昌秀さんと親交を深めました。アルヴィンさんによると、大田さんとは政治的に立ち入った話もよくされていたようです。その内容が非常に気になるところです。朝日先生が触れられたように、比嘉には二面性があるのですね。一方では沈黙することもありますし、他方では積極的に情報発信をして、特に戦後は沖縄移民の歴史を記録し伝えることに尽力するようになります。

戦時中の比嘉の経験が彼の人生に多大な影響を与えたということは、はっきりと言えらると思います。彼は話術に長けていていましたし、戦時においては、自分のマイノリティとしての属性を活かしつつ、既存の権力関係を乗り越えようとしていました。例えば、ジェンダー化された男性性が求められる軍隊に身を置いていましたが、戦場では弾丸から逃げるために穴を掘らなければならなかったが、自分は背が低かったから得をしたと二世兵勧誘の際に聴衆に話して、人気者にな

る、そういうたくましさがありました。

それから、比嘉が自叙伝に記しているように、戦時中は言論の自由が制限されていたので、自らの考えを新聞や講演で伝えることができませんでした。このような背景があり、ドキュメンタリーをつくりたい、本を書きたい、という思いが生まれたのではないのでしょうか。そして、沖縄戦を通じて、さらに沖縄への愛着、思いを強めたのではないのでしょうか。

歴史家のユウイチロウ・オオニシは、ハワイの沖縄移民の多くはハワイの州格上げを背景に沖縄占領を支持したと論じています⁽¹⁾。オオニシが主張するように、はじめは国家アメリカに搾取されても少しずつ権利拡大を図ることができるのではないかと、というハワイの沖縄移民の期待を、比嘉も共有したのではないかと推測することはできます。しかし、それを口にしてしまうと沖縄との関係が危うくなってしまいます。そういう懸念が比嘉にはあったのかもしれませんが。伝えたい情報と伝えたくない情報とがあり、比嘉は取捨選択しつつ、情報発信していたのかもしれませんが。

ただ、アルヴィンさんは、ご自身の父について多くの人に研究してほしいと願っています。ひとつのアーカイブに比嘉文書があった方が研究者にとって好都合であると考え、沖縄県の公文書館を設立された大田さんに父の史料をすべて寄贈されたことを教えてくださいました⁽²⁾。

最後に申し上げたいことは、個人や地域社会、組織に好まれる比嘉像は多様にあると思いますが、やはり学術研究を進めるうえでは、比嘉が本当に何を考えていたか、そしてその背景にはどのような政治力学が展開していたかを、集められる限りの史料にもとづき実証的に示していくことが求められていると思います。比嘉が取り組んだ沖縄救済運動についても十分に研究が進んでいないので、今後、明らかにすることができたらと思っています。

ありがとうございました。以上です。

●根川 井上さん、どうもありがとうございました。

続きまして、太田先生の方からコメント、質問いただきました内容について湯上さんにお答えをいただきたいと思います。湯上さん、よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

●湯上 太田先生、コメント及びご質問をありがとうございました。

まず、1952年の手紙について、マレガ自身は、なぜ上田名で、そして何を期待してこういった

⁽¹⁾ Onishi, op. cit. (note 5), pp. 749-753.

⁽²⁾ 前掲報告者によるアルヴィン・ヒガ氏へのインタビュー。

手紙を書くなり助力するなりしたのかというようなご質問だったかと思います。

このなぜ上田の名前なのかという点に関しては、やはりマレガのカトリック教会内部における立場というものが非常に大きく影響したのではないかと思います。マレガは、古事記のイタリア語版を出版した後、『豊後切支丹史料』を2冊出版しております。しかし、サレジオ会という修道会としては長い歴史をもっていない団体に所属しています。それまで九州や日本での宣教は、ザビエル以来のイエズス会や、パリ外国宣教会など、歴史も長く、組織が成熟した修道会が担ってきました。それに比べると、やはり当時のサレジオ会は、まだ若い団体です。そこに所属する一宣教師がバチカン中枢の国务長官や枢機卿に手紙を出しても、なかなか効果のほどは窺い知れない。おそらく大分市長である上田の名前であっても十分な効果を上げるのは、難しいというところがあります。そこで、在バチカン日本公使とのつながりや、当時大分を管轄していた福岡の司教を介して理解を得て、手紙を送付するというような流れも書き添えられています。おそらく、そうした政治的といえましょうか、当時のカトリック教会は厳格な階層社会でしたので、そういった点を考慮したのではないかと思います。ただし、私自身は教会史の専門家ではないので、もう少し詳しく調べる必要があるようにも考えております。

次に期待のほうですが、モンティーニがあの手紙を読んで、「日本に文書を置いておいては危ない」と解釈したのではなかろうかというようなお話がございました。場合によっては、マレガがこの手紙の草稿が書かれたよりも前に、もしくは、1952年10月にこの手紙の草稿が書かれた後にも、バチカン側とやりとりする時間は、まだございます。当時の国際郵便は、船便の時代です。航空便は、もう少し後になってからですが、『通信白書』によりますと、スエズ経由もしくは米国経由で日本からヨーロッパまで約50日かかっています⁽³⁾。つまり、バチカンに1万5000点ほどの文書類を送ったのがおおよそ1953年8月以降ですから、まだこの手紙以降もやりとりする時間は多少あるわけです。確かにイタリアの郵便事情は、現代でもあまり芳しくはありませんが、まだやり取りの時間は残されているわけです。

そういった点からおそらく、モンティーニ宛の草稿に関しては簡潔な内容ですが、ビオンディ宛ての草稿の内容は、本当にマレガ自身が深く調べないとわからないような、大分の過去のキリシタンやカトリック教会をめぐる情報や研究が盛り込まれています。したがって、上田の名前を用いながら、バチカン側を説得している可能性や、2通の手紙の前後にもやりとりが行われているとすれば、その伏線になっていることも考えられます。

⁽³⁾ 日本国総務省『通信白書昭和48年版』日本国総務省、1973年、5-6頁。

その中には、大量の文書群をバチカンで受け入れてくれという内容も含まれていたかもしれませんが。1万5000点もの文書類を送付するには、受入れる側でも相応の準備が必要です。通常のアーカイブズ機関ですと、書庫見学をさせてくれますが、国際共同研究を行っていても、バチカン図書館は書庫をなかなか見せてはくれませんでした。幸いにも1回だけその機会をいただきましたが、この文書群全体を一目で見ると、結構な物量でした。普段は、その内の数箱のみが調査の場所に出納されないため、書庫で文書群全体を目視でき、改めてその物量に驚きました。したがって、日本からバチカンへ送付する場合、さらに荷のカサが増すことでしょうから、1回や2回のやりとり程度では準備が整わないだろうということが理解できます。マレガは上田の名前で草稿を準備し、それ以外にも何らかの外交ルートを通じていろんな打診をしている可能性は考えられます。そのためにも国務省や布教聖省の文書館での今後の調査も重要になってまいります。そして、今までバチカン機密文書館と呼ばれていましたが、2019年から名前が変わったバチカン使徒文書館では、去年から公開されたピウス12世期の教皇関係の文書も、収集文書がバチカンに送られた時期にも当たるため、調査する必要があるでしょう。

太田先生から、世界的な史料保存の背景というような俯瞰的な視野からのご指摘をいただきまして、ありがとうございます。実は1929年までイタリア王国とバチカンは、対立関係にあったのです。なぜなら、バチカンがイタリア統一まではローマを統治していましたが、イタリア王国が成立した際、ローマをイタリア王国の首都にするという宣言をしたときに教皇庁がそれに反発し、19世紀半ば以降、バチカンとイタリア王国は反目し合っていました。1929年にラテラノ条約が結ばれ、国家としてお互いに認め合うこととなります。その時期、イタリアの主要な国立文書館内に設置されていた古文書学校では、かなりの数のバチカン関係者もそこで学んでいました。当時は、それまで古文書読解を中心に活動していた形態から、近代的な保存修復や環境構築等まで含めたアーカイブズ学の学校として発展していく時期でもありました。つまり、1920年代後半から30年代にかけてバチカン側にも従来の古文書読解だけではない、新しい知見を学んだアーキビストが育成され、配属されていくという背景があり、近代的な資料保存の環境が人材面でも整ってきつつあった時期であるというように考えられます。この辺りは、他にもさまざまな事情が絡み合っていますので、より研究を深めていきたいと考えています。

簡単な答えになりましたが、私からは以上です。どうもありがとうございました。

●根川 湯上さん、どうもご回答ありがとうございました。

それでは、続きまして日高先生のコメントに対して、これは青柳さんのご研究に対する評価

というのが中心でありましたけれども、ちょっと質問の形態をとっていないような内容になっておりましたが、そのコメントに対して青柳さんのほうからコメントというか、あるいは30分というタイトな時間の中でご発表いただきましたので、自身のご発表について補足事項とかがあればよろしくお願ひいたします。

●青柳 ありがとうございます。日高先生、ありがとうございます。

おっしゃるように、私が今携わっているプロジェクト自体は10年以上も継続してきているわけで、私はそういった意味ではごく最近このプロジェクトに携わったということでもあります。最初は、本当にちょっと驚いたというか、あまり理解できなかったところもありました。シーボルトの資料を悉皆調査するといっても、これは実はすごく大変なわけです。民俗資料が中心、とは言っても、「もの」資料には、まさに様々なものがあります。日高先生は漆の専門でいらっしゃるけれども、金属もあれば陶器もあれば仏像もあれば、さらに民俗資料もあります。それらの専門家で大学や研究機関におられる方々からご協力いただき、日高先生がコーディネートされて何度も何度も調査をされます。地道にというか、地道プラス精力的な調査をされてきたというのを私は実感してきたところです。

そして、私は文献資料をひたすら読むという形の研究ですけれども、その文献資料に関しても、ブランデンシュタイン文書が歴大にあります。私としてはその研究に関わり、その中で、例えば今日もその関連の発表ができればというところがあったわけですが、先ほど来申し上げておるとおり、現地調査を進められる状況にないことから、日高先生からお許しをいただいて、本日は私個人の研究に少し傾斜したお話をさせていただいたところです。

それで、もう少し私の話を続けさせてもらいたいのですが、私が新潟のライスナーに関するドイツの史料を初めて見つけたのは、今から7、8年ほど前です。ドイツ外務省にあったのですが、正直言って、よくも史料が残っていたものだなあ、とつくづく思いました。その後のドイツの歴史を詳しく申し上げるまでもないと思いますが、19世紀後半からの150年、ドイツは激動の歴史を経ました。私、先日もたまたま第二次世界大戦の時のベルリン陥落の映画を見ましたが、例えばあのような中、もちろん紙なんてすぐに燃えてしまいます。そのような中をよく残っていたものだ、と思ったわけです。さらには、ドイツは東西に分断されました。ようやく割合にまとまって史料を見ることができるようになってきたのは最近のことです。先人の方々は本当に努力されてきたと思います。私もそのずっと後を追うようにして研究を進めているところです。

質問の答えには全然なっていませんけれども、コメントさせていただきました。ありがとうございます

ざいます。

●根川 どうもありがとうございました。

今の青柳さんのご発表についてなのですが、こちらにいらっしゃる瀧井先生は近代の比較法制史がご専門で、ドイツの近代史についても非常にご造詣が深いということで、この議論の続きといたしまして青柳さんのご発表に対してコメント、ご質問があればご発言いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

●瀧井 突然のご指名ですが、私もドイツの史料というのはフィールドにしております、いろいろお尋ねしたいことはあるのですが、もしかしたら私が中座している間にお話が出たかもしれないのですが、この史料というのは、先ほど言った外務省のポリティッシェス・アルヒーフにある史料ではないですか。

●青柳 そうです。外務省政治文書館です。それから連邦文書館（ブンデスアルヒーフ）とプロイセン枢密文書館を加えた 3 つの文書館に現在所蔵されているものです。このような研究をするのであれば、それこそ長い期間、例えば最低でも半年とか 1 年、2 年とドイツに滞在しなければできないものを、日本にいながら活用できるようにしよう。そうした取組を進める中、私が少し先にそれをやらせていただいております。

●瀧井 ドイツの史料ということでは、私が学位論文で扱ったのは、ローレンツ・フォン・シュタインという学者がいて、その人、明治の 20 年代にシュタイン詣でというのがあったのですね。伊藤博文、山縣有朋を初めとした政府の高官たちがみんな、当時シュタインというのはウィーンにいたのですけれども、ウィーンのシュタイン先生のところへ教えを乞いに行くという現象があって、その関係の日本人の史料というのがシュタインのナハラース、シュタイン・ペーパーズが北ドイツのキールにあって、そこに大きな日本関係史料というのが残って、私はそれを調べたりしていたのですが、一部がウィーンにも残っているのですね。ウィーンには、実はこれはシュタインの史料という形では残ってなくて、シーボルトの史料の中に紛れ込んでしまっているというように学芸員の人が教えてくれました。

それで、うまくカタログ化もされていなくて、ちょっとその後、私がウィーンにいたときに何度か見させてもらったりもしましたけれども、そういうものが今日のお話と関わりのあるところ

であって、非常に懐かしい思いをいたしました。

あと、領事報告をどう捉えるかということに関して言うと、角山栄先生が領事報告についての研究を以前、京都大学の人文科学研究所の方でされていまして、共同研究会の報告とかというものをたしか商業出版されていたかと思います。あれは主として日本の在外公館、海外にいる日本の領事たちが商業上のいろんな調査を行った報告を本国の日本の方に送ったりした、それに関する研究だったと思いますけれども、ただ、角山先生ご自身はイギリスの領事報告を調べていたのではないのかなと。ちょっと今うろ覚えですけれども、その中でそういう先行研究ですね。イギリスについてはある程度の、そういった観点からの研究があるのではないかと思います。その中にドイツというのがどのように入ってくるのかなというのが、一つ関心を抱きました。

あと、ちょっと井上先生にもお伺いしたいことがあるのですけれども、よく考えたらアメリカって移民の国で、だからヨーロッパ戦線でイタリアでも、イタリア系の移民の人たちが送られたりとか、ドイツでもドイツ系の移民の人たちがドイツと戦ったりとか、そんな現象もあったのではないのかなと思うのですけれども、そこでも何か構造的に似たような問題があったのかなというのをちょっと思ったので、もし何かご存じでしたら教えていただきたいなと思いました。

●根川 青柳先生からお願いできますか。

●青柳 大変ありがとうございました。角山先生の御研究があることは知っていましたが、実はまだ読んでおりません。これからもまだ膨大な史料に目を通していかなければいけないと思っております。そのようなことで、本日はその研究の中間報告、ということをしきほど強調させていただいた次第です。

それからドイツの史料のことですが、さきほどは歴史のことを申し上げましたが、おっしゃるような地方性のこともあります。地方分権というか、そもそも少し時代を遡れば別の国どうだったわけですから、その意味で史料を探る難しさというのは感じています。ありがとうございます。

●根川 青柳先生、どうもありがとうございます。瀧井先生もどうもありがとうございました。

瀧井先生から井上さんのほうに火花が飛んだというか、ご質問がございましたけれども、井上さん、いかがでしょうか。

●井上 ご質問ありがとうございます。米国のドイツ系ないしイタリア系移民の戦争体験については、私も詳しくは存じておりませんが、比嘉自身の上官もドイツにルーツのある軍人でした。アメリカは戦時中に多人種国家としてのアイデンティティを創造していくことになりましたが、そこにはもちろんイタリア系移民もドイツ系移民も含まれていましたし、祖国の人びとを相手に戦うというような同じような現象があったことはたしかです。しかし、組織的な強制収容所送りの対象となったのは沖縄系・日系移民だけでしたし、白人中心主義にもとづく人種ヒエラルキーが個々の兵士の戦争体験に及ぼした影響の差は大きいと考えます。十分なお答えではないかと存じますが、以上です。

●根川 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、Q&A、チャットで一般参加者の方々からも幾つかご質問をいただいているのですが、湯上さん、よろしいでしょうか。そちらでひょっとしたらご覧になられているかも分かりませんが、「最新の研究成果をどうもありがとうございます。マレガ神父の豊後切支丹史料の3冊目はどうなったのでしょうか。草稿図が見つかったりしたのでしょうか」というご質問ですが、よろしく願いいたします。

●湯上 筒井弥生さん、ありがとうございました。

実は、筒井さんにはマレガ・プロジェクトでもご尽力いただきました。ご指摘の『豊後切支丹史料』の研究については東京大学史料編纂所が中心となって調査・研究を進めました。『甦る「豊後切支丹資料」』という、『豊後切支丹史料』を改めて復刻し、解題が付された著作物が2020年に出版されております。

正直に申しまして、私自身は、『豊後切支丹史料』の3冊目についてよくわかりません。しかし、本日はご紹介した「M.DOC」の中にマレガ神父がこれまで研究した、『豊後切支丹史料』も含む収集した文書、研究した内容を総合したような書物を書こうとしていた形跡が見られます。こちらの内容については、今年度内に出版される予定のマレガ・プロジェクトの最終成果論集の方で少々扱っております。やや宣伝のような形になってしまいましたが、その点について、少しだけ触れさせていただきました。

先ほど、上田保についてについてお伝えすべきことを失念しておりました。上田は、私費を投じながら、竹細工の十字架のブローチを作り続けます。大分市からの予算措置は、議会の反対もあり、自分のボーナスを前借りしてでも製作し続けました。遂には、教皇にも謁見することにな

ります。残念ながら博物館は完成しなかったのですが、デウス堂の跡地に石碑等を建立することになりました。やがて、上田自身もカトリックに改宗することになります⁽⁴⁾。マレガ神父は、元々宣教師ですから、この点で上田に対するある種の宣教を果せたのではないのでしょうか。

以上でございます。

●根川 どうもありがとうございました。

稲賀先生の方から、ほかのお三方についても幾つかコメントをいただいております、稲賀先生は次の会議があるということで、そちらに移られたのですが、春藤さんに対して、春藤さんご覧になっていらっしゃるかと思いますが、アニマルウェルフェアは英語では同じで、それが「愛護」から「福祉」に訳し直された。それで動物権利ですね。ヒューマンライツでしょうか、については日経新聞に森岡正博さんの記事、10月9日のものがありますということですが、こういった日本国内の動きと、それから海外、イギリスや米国の動きとのせめぎ合いの中で、日本の動物愛護運動というのが一種の外圧でもって動かされていくわけですけれども、そういった翻訳の問題も含めて何かコメントに対して補足事項があればご発言いただければよろしいでしょうか。

●春藤 すみません、ちょっとコメントがこちらでは見られないので、正確な回答ができるかどうか。

●根川 質問という形態になっていなくて、こういうアニマルウェルフェアや、あるいは動物権利について、多分これ、英語からの翻訳の問題だと思うのですが、そういった記事が今年ですか、10月9日に日経新聞に掲載されておりましたということで、これは一種のサゼスチョンというか助言かと思います。

それで、稲賀先生からもう1件、こちらは井上さんに対するご質問かと思うのですが、そちらからは見られないのですね。ちょっとかいつまんで申しますと、ジャパニーズ・アメリカン・ナショナル・ミュージアムですね、ロサンゼルスの本願寺の跡にある、そちらにおられたたカリン比嘉さんという方は、これは比嘉太郎さんの親族ではないようですがどういう方でしょうかということですが、ハワイのウチナンチューという協会ですか、にはカリンさんの母親も属していたようですという、これは一種サゼスチョンでしょうか。

⁽⁴⁾ 中川郁二『ロマンを追って 元大分市長上田保物語』前掲書、第10章、9-17頁（デジタル版）。

(稲賀先生の) 2 番目、2 という数字が付けられているのですが、北米の資料はまだまだたくさん、プランゲ文庫は有名ですが、ボルダー大学の文書もまた体系的には研究されていませんと。日系移民関係の資料もありますよということで、これはコメントですね。

3 番目としまして、ベアーの勤めたアーレンス商会、横浜ですが、これは青柳先生に対するご質問というかコメントでしょうか。ベアーの勤めたアーレンス商会、横浜ですが、本店はハンブルク、日本美術商のビングと密接な関係がありますと。フォンテンブロー宮殿では漆や絵画など幕末使節の贈答品が、これはちょっとミスタッチをされているかと思うのですが、贈答品が所蔵されたということでしょうか。ほかにもありそうですということで、これは皆さんに対するお話し切れなかったコメントですね。

もう既に予定の 17 時を過ぎているのですけれども、皆さん、ご発言に対する、あるいはコメントに対する補足事項があれば、若手研究者の皆さんを中心に一言ずつご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これは順番どおりでなくても、では青柳さんからよろしく願いいたします。

●青柳 稲賀先生から、私も申し上げたかった大変重要なコメントをいただきました。マルチン・ベアーは美術関係のサミュエル・ビングと非常に親しかった、ということはそのとおりで、先ほどの発表の中で、ベアーについての宮島久雄氏の研究成果を引用させていただきましたけれども、美術史の専門家である宮島氏がビングとの関係からベアーに着目し、そのベアーが領事をやっていた、ではベアーはどんな人物なのだろう、と研究を進められたようです。

それから、私の発表で「ドイツの商人領事はたくさんいて、本人たちはメリットを感じていたけれども、本国政府のほうは冷たかったようだ」と、もしそう受け取られたとしたら、それは私が少し舌足らずだったということになります。公文書を調べれば、それは当然、政府からの見方が支配的になるわけですが、商人領事を見るということは、商人からの見方をもっと考えないといけないと思うわけです。残っている公文書からは取りあえずこうした見方になりますよ、しかし商人として彼らはどれだけ本当にメリットがあって、それが日独関係にどういう影響があったのか、ということまで突き詰めていかないと本当の研究にならない。そう考えております。以上です。

●根川 どうもありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。では青柳さんからご発言いただきましたので、順番に湯上さん

にご発言いただいでよろしいでしょうか。

●湯上 先ほど追加のお話をしてしまったこともあり、さらなるコメントはございませんが、発表の中でマレガの研究自体についてご紹介できていなかったの、少々お見せしたいと思ひます（画像の権利関係で本報告書では割愛）。これは、タイプ打ちされた原稿ですが、古文書に出てくる言葉である「覚（おぼえ）」というようにローマ字のタイプ打ちで文字起こしされています。こちらでは、捕まえるべきキリシタンにはこういう人がいたということが番号も打って書いてある。もしくは、このように当時の地図、村の名前を列挙し、どの場所にキリシタンがいたのか。最新の研究では、プロジェクトでも一緒している日出町歴史資料館の平井義人先生が取り組んでいらっしゃいますが、川筋に沿ってキリシタンの広がりがあったというような話をされています。マレガも、大野川流域について相当こだわりを持って研究をしていました。もしくは、江戸時代の村と、マレガが生活していた 20 世紀半ばの村の名前が、どのように対照し、かつてキリシタンが何人いたかというような研究にも取り組んでいたことを、極々一部ではございますが、最後にご紹介して話を終えたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

●根川 どうもありがとうございました。

そしたら、再び井上さんですけれども、ご発言があればよろしくお願ひいたします。

●井上 まず稲賀先生、情報のご提供、ありがとうございます。メリーランド大学のプランゲ文庫では調査したことがあるのですけれども、目的は比嘉研究ではありませんでしたので、今後ご助言をもとに史料収集の場を広げていくことができたらと思ひております。ありがとうございます。

最後に、全体を通しての感想をお伝えしたいと思ひます。私はこれまで新外交史の立場から研究を行ってきたので、こうして一個人の人生に焦点を当てて研究することはありませんでした。しかし、比嘉太郎について研究するということは、沖繩・ハワイ・日本・アメリカの関係性の展開を考察しつつ、それが比嘉の人生にいかにか凝縮されたかを分析していくということになりますので、主体性と構造の関係をより深く考えるという意味で、非常に鍛えられました。ですので、思想史の重要性を改めて痛感している次第です。このような機会をいただいで本当に感謝しております。ありがとうございました。

●根川 どうもありがとうございました。

この日文研の図書館にもプランゲ文庫の複写というか、コレクションがございまして、これを機会に。今コロナでちょっと使用制限がかかっておりますけれども、ご活用いただければと思います。

最後に、では春藤さん、よろしくお願いいたします。

●春藤 私からは愛護の翻訳の問題と、あと愛護、福祉、権利の今の関係について少しだけご紹介したいと思いますが、愛護を英語に翻訳しようとすると、どうしても愛の要素が抜け落ちてしまう。だから英語にはなりにくいというように言われています。

ただ、今の動物愛護管理法、環境省が所管ですが、そこが英語版もつくっていて、そこでは愛護をウェルフェア、福祉と訳しているというような状況があります。また、今日本では動物福祉の導入というのをとても進めています、動物福祉、アニマルウェルフェアと片仮名で表記することとても多いです。これは、日本で福祉というと社会福祉の印象がとても強いので、動物のいい生活というようなアニマルウェルフェアの本来の意味とはちょっとずれてしまうのです。なので、アニマルウェルフェアということが片仮名で使われるということもよくあります。

それから、動物の権利に関する議論というのも今盛んに行われていますが、動物愛護管理法の分野にはまだ権利という要素はなかなか入ってきていないというような状況が、この法律の議論あるいはこの法律の改正を求める立法運動の議論なんかを見ても、まだ現状はちょっと権利には届かないかなというような状況があるということをお伝えしたいと思います。

今日は本当に充実した時間でした。どうもこのような機会をいただきましてありがとうございました。

●根川 春藤さん、皆さん、どうもありがとうございました。

既に今、時間を少し超過しているのですが、今日は秋晴れの非常にいい天気でしたけれども、いつの間にか、外を見ると京都のやや短い秋の日も暮れてまいりました。

そこで、閉会の方に移りたいかと思うのですがけれども、最後に閉会に当たりまして再び瀧井先生の方から全体の総括のお言葉を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

●瀧井 皆さん長時間にわたってお疲れさまでした。私は研究所にいるのに何か最近学問の話

が全然できなくて、副所長なんて管理職にいと、会議、会議ばかりで、実はちょっと今日中座をさせていただいたのも、打ち合わせがありまして、申し訳ありませんでした。

しかし、そのような中でもこういう清新な学問の話を、研究の話を聞けてリフレッシュされた思いがしております。青柳先生と井上先生にはちょっと質問させていただきましたが、春藤さんにも法律、特に人間と人間の関係ではなくて、人間と動物の関係についての法の問題というお話で、私も法文化論とかいうことを研究しておりますので、大変面白く聞かせていただきました。

私もヨーロッパとかで生活したことがありますけれども、向こうの動物との関わり方というのが、そちらの人の動物との関わり方と日本人の動物との関わり方は、やはりちょっと違うような気がしていて、「南極物語」でジロとタロでしたか、犬を生きのまま置いていくかどうかという話がありました。ヨーロッパ人だったら可哀想だからむしろ殺していくと聞いた記憶があります。何かそんなところに日本と西洋の違いが端的に表れているのかなと思って、そういったこともいずれお話が伺えたらなと思いました。

湯上先生からは、本当に私が知らないことばかりで、大変な作業をされているということで敬服いたしております。一番私が個人的に感銘を受けたのが、マレガ神父という、そういう方の活動というものが、日本の地方史だとか地方のアーカイブの形成だとか発展に結びついていたという、そういったところというのは非常に感動を持ってうかがいました。ぜひぜひそういったところを、また機会があれば詳しくうかがえたらというように思っております。

今日は本当にもっと時間があればよかったと思いますが、非常に圧縮された中ではありますが、密度の濃い多方面からのお話をうかがうことができまして大変感謝しております。主催者のほうからの締め挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

●根川 瀧井先生、どうもありがとうございました。私個人といたしましては、まだまだこれから議論を深めさせていただきたいところですが、秋の日も暮れてまいりました。

それでは、長時間皆さんにお付き合いをいただきましたが、人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト「日本関連在外資料調査研究・活用事業」の若手研究者シンポジウム、「在外資料がひろげる日本研究」を、ここで終了させていただきたいと思っております。

若手研究者の皆さん、それからコメンテーターの皆さん、それから研究支援係を中心とするスタッフの皆さん、それから音響、映像機器を今日コントロールしていただいた山田さんを初めスタッフの皆さん、どうもありがとうございました。

最後に拍手をもって、若手研究者の方々の門出を祝うというのもおかしいのですけれども、拍手

をもってこのシンポジウムを終えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

どうもオンラインでご参加の皆さん、お付き合いありがとうございました。

シンポジウム発表者

青柳 正俊 (あおやぎ まさとし)

国立歴史民俗博物館・プロジェクト研究員

研究分野：明治初期の対外関係史、開港地としての新潟

主な著作：『Arthur Richard Weber – Ein norddeutscher Kaufmann zur Zeit der Meiji-Restauration (Iudicium Verlag, 2014) (共著)、『明治三年 欧州視察団周遊記～新潟から会津・米沢への旅～』(歴史春秋社, 2020) 他。

井上 史 (いのうえ ふみ)

ボストンカレッジ大学院後期博士課程修了 Ph.D.

研究分野：沖日米関係現代史、新外交史

主な著作：博士論文「ポスト占領期日本および米軍占領下沖縄における治外法権をめぐる政治力学 1952-1972年」(“The Politics of Exterritoriality in Post-Occupation Japan and U.S.-Occupied Okinawa, 1952-1972,” Boston College, 2021)。

春藤 献一 (しゅんとう けんいち)

国際日本文化研究センター・博士研究員、埼玉大学・非常勤講師

研究分野：人間動物関係学、動物愛護思想史

主な著作：「動物保護管理行政における猫の登録と捕獲」(『日本研究』第 63 集、2021)、
「「動物の保護及び管理に関する法律」における法案条文策定過程の検討——理念規定及び犬・猫引取義務規定を中心に」(『日本研究』第 61 集、2020) 他。

湯上 良 (ゆがみ りょう)

学習院大学・人文科学研究所・客員所員

研究分野：ヨーロッパ史、アーカイブズ学

主な著作：『ヴェネツィアとテリトリー水都を支える流域の文化』(鹿島出版会、2016) (共著)、『アーカイブズ学要論』(尚学社、2014) (共著)、『禁書—グーテンベルクから百科全書まで』(法政大学出版局、2017年) (単訳)、『アーカイブとは何か—石板からデジタル文書まで、イタリアの文書管理』(法政大学出版局、2012年) (単訳)、*Il fondo Marega e i suoi scritti* (Lucinis, 2020) 他。

コメンテーター

朝日 祥之（あさひ よしゆき）

国立国語研究所・准教授

研究分野：言語学、日本語学、社会言語学

主な著作：『アメリカ・ハワイの歴史と言語文化』（東京堂出版、2015）（共編著）、『サハリンに残存する日本語樺太方言』（明治書院、2012）、『ニュータウン言葉の形成過程に関する社会言語学的研究』（ひつじ書房、2008）他。

稲賀 繁美（いなが しげみ）

京都精華大学・教授 国際文化学部長／国際日本文化研究センター・名誉教授

研究分野：比較文学、比較文化、文化交流史

主な著作：『海賊史観からみた世界史の構築—交易と情報流通の現在を問い直す』（思文閣出版、2017）（編著）、『接触造形論—触れあう魂、紡がれる形』（名古屋大学出版会、2016）、『絵画の東方—オリエンタリズムからジャポニスムへ』（名古屋大学出版会、1999）他。

太田 尚宏（おおた なおひろ）

国文学研究資料館・准教授

研究分野：日本近世史、アーカイブズ学

主な著作：『幕府代官伊奈氏と江戸周辺地域』（岩田書院、2010）、「真田家文書〈家老日記〉の種類と性格」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』10、2014）、「尾張藩「御山守」の職域形成と記録類」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』14、2018）他。

日高 薫（ひだか かおり）

国立歴史民俗博物館・教授

研究分野：蒔絵を中心とした漆工芸史、文化交流史

主な著作：『異文化を伝えた人々Ⅱ—ハインリヒ・フォン・シーボルトの蒐集資料』（臨川書店、2021）（共編著）、『異文化を伝えた人々—19世紀在外日本コレクション研究の現在』（臨川書店、2019）（共編著）、『異国の表象—近世輸出漆器の創造力』（ブリュッケ、2008）、『海を渡った日本漆器Ⅱ—18・19世紀』（『日本の美術』427号、至文堂、2001）他。

挨拶・趣旨説明

瀧井 一博（たきい かずひろ）

国際日本文化研究センター・教授（副所長）

研究分野：国制史、比較法史

主な著作：『文明史のなかの明治憲法—この国のかたちと西洋体験—』（講談社、2003）、『伊藤博文—知の政治家—』（中公新書、2010）他。

司会

根川 幸男（ねがわ さちお）

国際日本文化研究センター・プロジェクト研究員

研究分野：移民史、海事史、文化研究

主な著作：『移民がつくった街サンパウロ東洋街—地球の反対側の日本近代』（東京大学出版会、2020）、『ブラジル日系移民の教育史』（みすず書房、2016）、*Cinqüentenário da Presença Nipo-Brasileira em Brasília*（FEANBRA, 2008）（共著）他。

●シンポジウムの様子●

(敬称略)



シンポジウム会場の様子（国際日本文化研究センター 第1共同研究室）



根川 幸男（司会）



瀧井 一博（国際日本文化研究センター副所長）



春藤 献一（発表者）



井上 史（発表者）



湯上 良（発表者）



青柳 正俊（発表者）



稲賀 繁美 (コメンテーター)



朝日 祥之 (コメンテーター)



太田 尚宏 (コメンテーター)



発表者 (第1共同研究室)

人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト
「日本関連在外資料調査研究・活用事業」若手研究者シンポジウム
—在外資料がひろげる日本研究—
成果報告書

発行日 2022年3月30日

瀧井一博 編 推進会議・総括責任者
国際日本文化研究センター 教授

Ed. By Takii Kazuhiro, Professor, IRCJS

根川幸男 編集実務担当

国際日本文化研究センター プロジェクト研究員

With the assistance of Negawa Sachio, Project Research Fellow, IRCJS

発行所 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
ネットワーク型基幹研究プロジェクト 日本関連在外資料調査研究・活用事業
プロジェクト間連携による研究成果活用（研究成果活用班）
〒610-1192 京都市西京区御陵大枝山町 3-2
国際日本文化研究センター 研究部
TEL: 075-335-2222（代表）
<https://zaigai-sokatsu.rspace.nichibun.ac.jp/>
